

Amorphous h13×w25×d13cm 2005年 撮影/齋城 卓

第32回

 ガラスの中には光景が内蔵されている かのうともひろ 狩野智宏さん

麻布十番といえば、芸能関係のジャーナリストティックなトピックでしょっちゅう出てくる地名で、今年上半期の話題としては、朝青龍が横綱を引退するきっかけとなる事件を起こしたのが記憶に新しいところです。そのちょっとおしゃれっぽい見かけのお店などが並ぶ通りを抜けると、次にはマンションや外国の大使館の建物の間にお寺があったりする比較的閑静なエリアに入って、暗闇坂だの狸坂だのと名づけられた急な坂がいきなり現れたりします。そのひとつの狸坂を下りたあたりは、ぐっと趣きを変えて今度は下町的な風情が漂っているのです。その一角に狩野智宏さんが主宰するガラス工房があり、ガラス工芸教室も兼ねていて、現在40数人の生徒さんが習いにきているのだそうです。

ガラスの工芸品の制作を楽しむ人の数は、現在でこそ随分と多くなりましたが、1980年代頃までは、ガラスを溶かす窯を持つのも大変で、工芸家の数も数えるばかりしかいませんでした。それが80年代に入って専門の学校ができたり、地方自治体がガラス工芸の研修所を作るなどの現象が起こって、たくさんの若手の作家が輩出してきました。狩野さんもその一人です。

確かに世の中にはガラス工芸品の美しさに惹かれている人も多いようです。しかし私(筆者)自身は、やきものも漆器も布も金工品も好きですが、ガラスだけはもうひとつよく

わからんなあとと思うところがあります。当コラムでも、ガラスの作家を取り上げたのはこれまででまだ一人だけです。ね。

狩野さんと出会ったのは1990年代の半ばごろであったかと思います。その第一印象は、「ガラスの塊りをドーンと置きにきた」といったもので、その後10年以上会わずにきたのですが、その間も折にふれて「あのガラスの塊りは一体何なんだろう」という思いが、私の脳裏を去来していました。

実は今年、狩野さんとの再会を果たして彼の工房を訪ねたのです。そこで私は、狩野さんの「ガラスの塊り」が彼の創作の中心に一貫して在り続けていることを知って嬉しく思いました。同時に、将来の個展のために現在制作中という作品を見せてもらって、「ああ、これがガラスだ」と、長年の胸のつかえがとれたような爽快感を味わいました。

写真の作品は未発表のものと同趣のもので、これも「ガラスの塊り」ですが、その中が光が透過しています。いえ、透過というよりは、塊りの中の光景が現前化していると言った方が、私を感じたことの内実に近いです。

これはガラスという物質だけが有している光景です。「ガラスの塊り」とは「光景を内蔵したオブジェクト」だったのです。彫刻と研磨の技法を使って制作しています。

ところで狩野さんは、日本画で有名な狩野派の直系の末裔なのだそうです。参考までに。

麻布十番を通り抜けて狸坂を下りたあたり。



表紙写真

「溪流に咲く花(くがい草)」

第24回写真コンクール銅賞
古幡 琢助●長野会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～
第2回 不動産登記法14条地図作成作業への取組み
「登記所備付地図作成作業とは」～だからこそ我々はつくりつづける～
前法務省民事局民事第二課補佐官 前田幸保
- 07 制度制定60周年記念特集
ブロック協議会長に聞く
「2000年代最初の10年を振り返って」②
- 12 FIG 2010 シドニー大会
～COM7関連イベント報告～
- 16 日本マンション学会2010年(第19回)名古屋大会報告
- 20 小さな会の大きなチャレンジ
「境界問題相談センターやまなし」設立
- 25 広報最前線/長野会
- 28 一部改正された国土調査促進特別措置法及び
国土調査法の私たちの対応
- 32 事務局紹介 Vol.14
京都会/福島会
- 34 会長レポート
- 38 会務日誌
- 39 平成23年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 40 広報キャラクター「地識くん」^{ちしき}をよろしくお願ひします。
- 41 速報 日本土地家屋調査士会連合会第67回定時総会及び
土地家屋調査士制度制定60周年記念式典が開催される
- 41 土地家屋調査士新人研修開催公告
関東ブロック
- 42 ネットワーク50
香川会・東京会
- 45 ちょうさし俳壇
- 46 公嘱協会情報 Vol.84
- 48 会員の広場を利活用ください
- 49 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 50 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の
団体指定について
- 50 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

第2回 不動産登記法14条地図作成作業への取組み

「登記所備付地図作成作業とは」

～だからこそ我々はつくりつづける～

前法務省民事局民事第二課補佐官 前田幸保

土地家屋調査士制度制定60周年及び不動産の表示登記制度創設50年を迎える平成22年、地図・地籍の整備に向けたより一層の取組みが期待される中、日本土地家屋調査士会連合会の会報誌にこのような連載が企画され、これに寄稿できることはまことに嬉しい限りです。

地図・地籍の整備は国の急務ですが、本稿ではその整備活動の一端として、登記所備付地図整備作業に係る現状と問題点等を、また取り巻く情勢を紹介し、今後の展望も考察したいと思います。

なお、文中意見にわたる部分は私見にすぎないことをあらかじめお断りしておきます。

一 はじめに

平成15年6月に開催された都市再生本部の会議で当時の小泉総理から、都市再生のための施策を強力に進める前提として、法務省と国土交通省が協力して、全国の都市部の登記所備付地図作成作業を強力に推進するよう指示がされました。このことを受け、「民活と各省連携による地籍整備の推進」を掲げる政府方針の下、法務省(法務局)では、都市部(Densely Inhabited District = DID:人口集中地区)の地図混乱地域において、不動産登記法14条1項の地図作成作業(以下「登記所備付地図作成作業」)を鋭意進めてきました。

二 登記所備付地図の現状

1 登記所備付地図の意義

不動産の表示に関する登記制度は、権利の客体である不動産の物理的状況を把握し、これを登記簿上に明確に公示するための制度ですが、登記簿に記録された文字情報(所在、地番、地目及び地積)だけではその土地が現地のどこに位置し、どのような区画なのかは、明らかではありません。そこで、不動産登記法(以下「不登法」)14条1項で「登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。」と規定して、登記所に土地の位置及び筆界を特定することができる地図(以下「登記所備付地図」)を備え付けるものとしています。

2 登記所備付地図の整備状況

登記所備付地図は、平成21年現在、登記所に保

管されている地図の総枚数の約58%を占めています。内訳は、最大供給源が国土調査法に基づく地籍調査事業によって作成され送付された地籍図で約87%、土地改良事業又は土地区画整理事業によって作成され提出された所在図が約13%で、法務局作成地図は約0.1%となっております。

残りの約42%の地図は、不登法14条4項に規定する地図に準ずる図面(以下「地図に準ずる図面」)です。この図面は、主として明治時代に作成された旧土地台帳附属地図(いわゆる公図)であり、戦後、税務署から引き継いだもので、土地の位置関係や形状の概要を表すことは可能であっても、図面上で筆界を明らかにすることが困難なものが少なくありません。

登記所備付地図のうちの大半は、先述のとおり地籍調査の成果としての地籍図で占められていますが、地籍調査の進捗率は平成20年度末で対象面積の48%であり、とりわけ、都市部における地籍調査は、20%にとどまっています。主な都市部の整備状況は、東京法務局内で約19%、大阪法務局内で約9%、名古屋法務局内で約24%となっています。

三 平成地籍整備

1 都市再生のための施策

平成14年4月5日に「都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)」が成立し、近年の急速な情報化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を促進することとなりました。それらの施策を実現する上においては、土地等に関する権利関係の調整は不可欠であり、

そのためには不動産の物理的状況を現地で特定し、また不動産に係る権利関係を公示した登記とを結び付けるための地図が登記所に備え付けられていなければなりません。しかし登記所備付地図の整備については、従来から緊急に地図の整備が必要な地域について、その作成作業や地図混乱地域対策を順次実施してはきましたが、前述のとおり都市部においては登記所備付地図の整備は遅れており、都市再生の推進を阻害する要因の一つとなっています。

2 民活と各省連携による地籍整備の推進の方針

このような背景を踏まえて、都市再生に係る具体的施策として、都市再生本部は、平成15年6月26日、「民活と各省連携による地籍整備の推進」(いわゆる「平成地籍整備」)の中で、「都市の再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備することが不可欠であることにかんがみ、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する」旨の方針を示しました。

また、第159回国会における内閣総理大臣の施政方針演説では、「土地の境界や権利関係を示す地籍の調査を集中的に推進します。」と地籍整備について言及されました。

このように都市再生のための施策を円滑に進める前提として、法務省と国土交通省とが協力して、全国の都市部の登記所備付地図の整備を強力に推進することになりました。

なお、登記所備付地図の整備を積極的に推進すべきことは国会の審議の場でも度々議論されており、第159回国会における不動産登記法案の審議過程の中で附帯決議がされています(注)。

(注)

(衆議院)不動産登記法案に対する附帯決議(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

六 電子化による登記情報と地図情報の効果的な連携を実施するため、登記所備付地図等の一層の整備促進を図るとともに、十分な人的物的整備に努めること。

(参議院)不動産登記法案に対する附帯決議(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

七 登記所備付地図の一層の整備促進を図り、そのための十分な人的物的整備に努めるとともに、それを利用する者にとってより利便性の高いものとするため、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、その在り方について検討すること。

また、平成18年以降、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」等において、毎

年「都市部における地籍整備を推進する」ことが盛り込まれ(平成21年度の「経済財政改革の基本方針2009」では「地籍整備を推進する。」として盛り込まれている。)、このことにより、登記所備付地図の整備を図ることの重要性が社会一般に広く認識されるようになってきています。

3 都市再生街区基本調査

「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針では、登記所備付地図の整備の推進に必要な測量の基礎となる街区基準点の整備、街区の角(街区点)の座標調査及び地図に準ずる図面の分類作業である基礎的調査の実施後、地図に準ずる図面を現況と比較して、「おおむね一致する地域」、「一定程度一致する地域」又は「大きく異なる地域」に分類し、それぞれの地域区分に従った地図整備を実施するものとしています。

この基礎的調査については、「都市再生街区基本調査」という名称で、平成16年度から平成18年度までの間に、国土交通省により地籍調査が未了の都市部を対象として実施されており、その具体的な作業の内容は、以下のとおりです。

(1) 街区基準点の整備

後続事業である地籍調査等を実施するために必要とされる測量の基礎となる街区基準点(二～三級基準点相当)の設置を行い、その成果は基準点網図、基準点成果表及び点の記などとして取りまとめられました。

(2) 街区点の調査

街区基準点を基礎とした街区の角(街区点)の測量を行い、これらの位置座標のデータファイル(街区点の属性情報)を作成しました。

なお、測量の対象とされた街区点は、現地に既存の境界標がある場合はその境界標、境界標がない場合は道路に接している建造物等の地物とされました。

(3) 地図に準ずる図面の数値化

都市再生街区基本調査は、街区点の調査の成果に、数値化された地図に準ずる図面を重ね合わせて、現況と地図に準ずる図面との乖離状況を把握することが目的とされたことから、その前提として地図に準ずる図面の数値化を実施しました。

4 都市再生街区基本調査の成果の活用

(1) 地積測量図作成への活用

平成17年3月7日から新たに不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)が施行され、地積測量図に表示する土地の筆界点には、基本三角点等に基づいて

測量された成果である座標値を記録することとされています(同規則77条1項7号)。これを受け、街区基準点が設置された地域においては、土地の表題登記、分筆の登記、地積の変更・更正の登記等の申請に伴い登記所に提出される地積測量図を作成するための測定の基礎として、原則として、当該街区基準点を用いることとなり、地積測量図が登記所に提出される場合には、街区基準点等を基礎とした世界測地系の座標値が付与され、正確な位置情報をもった地積測量図が登記所に蓄積されることになりました。

(2) 公図と現況のずれの公表

都市再生街区基本調査の成果は、「都市部における公図と現況のずれ」として、国土交通省のホームページ上で公開されています。公図の実態が広く国民に知らされることにより、国民の関心が高まり、地籍調査の推進につながる事が期待されています。

(3) 極めて精度の高い地図に準ずる図面の正式地図化

公図とのずれが小さく、現況とおおむね一致する地域に分類された地図に準ずる図面の中で、土地区画整理事業等で作成され、筆界点の数値座標が残されており、確定測量時に設置された筆界杭が一定程度現存するものを対象に、登記所備付地図とするための作業が実施されました。

四 登記所備付地図作成作業の必要性等について

1 登記所備付地図作成作業の必要性

地図と現地が著しく相違している地域(地図混乱地域)においては、登記記録上の土地を現地において特定することができず、分・合筆等の表示に関する登記の処理ができない結果、道路・下水道整備等の社会基盤の整備、固定資産税の徴税等の行政事務、住宅資金借入のための担保権の設定の登記等の経済活動等が阻害され、とりわけ開発事業等において、境界確認に膨大な時間と費用を要し事業が遅延する等、都市部及びその周辺地域における地図整備の立ち遅れが様々な問題の要因となっています。

そこで、法務局による登記所備付地図作成作業は、地図混乱地域のうち地籍調査事業等による地図の作成が期待できない地域で、かつ権利関係が確定し、土地所有者等関係者の協力が得られる見込みのある市街地又は準市街地を対象として実施してきました。

なお、登記所備付地図作成作業は、次のような効果が期待されます。

- ①土地取引の円滑化・コスト縮減(土地取引の活性化)
- ②公共事業の期間短縮・コスト縮減(道路拡張工事、

下水道工事等の公共事業の円滑化)

- ③都市再生の円滑な推進(都市開発における工期の短縮)
- ④行政サービスの向上(筆界紛争の防止)
- ⑤課税の適正化(税収の増加、・苦情の解消)

2 登記所備付地図作成作業のこれまでの取組み

法務局による登記所備付地図作成作業については、前述の「平成地籍整備」の方針に則り、平成16年度以降からは地図の整備が必要な都市部のうち、緊急性及び必要性の高い地域の地図混乱地域を対象として、重点的かつ集中的に実施することとし、登記所備付地図作成作業10か年計画(平成16年度から10か年で100km²を実施)を策定し、特に緊急を要するものから毎年地区を特定し、登記所備付地図整備を計画的に推進してきており、平成16年度から平成20年度までに約46km²の登記所備付地図を作成しました。

3 法務局の地籍調査との連携

「平成地籍整備」による各省連携により地籍調査を円滑に実施するためには、特に専門性の高い筆界確認の部分を強化することが重要であるとの観点から、現在、次のような形で、法務局の地籍調査への積極的な協力が実施されています。

①地元住民に対する説明会への出席

地籍調査を実施するに当たっては、その意義及び作業の内容を周知し、協力を得る目的で地元住民に対し説明会等を開催することとされていますが、その際に法務局職員が同席し、不動産登記に関する説明や質問について対応しています。

②現地調査への協力

地籍調査の工程において最も重要かつ困難な作業である現地調査を実施する際に、法務局職員が可能な範囲で協力しています。

③成果案の閲覧への協力

地籍調査の実施によって作成された成果案(地図及び簿冊)は、一般の閲覧に供され、土地の所有者等から誤り等の申出があれば、修正手続を行うものとされています。この場合において、法務局職員が必要な範囲での協力を行っています。

また、地籍調査において筆界未定が生じる場合(隣接する土地の筆界の確認が得られない場合をいい、地籍図上では、1番と2番が筆界未定となった場合は、「1+2」と表示される)には、法務局と連携して現地調査を実施すること等により、その解消に努め

ているところです。さらに、平成18年1月20日から「筆界特定制度」が施行されたことを受けて、地籍調査と筆界特定手続との連携も図られています。

五 登記所備付地図作成作業の新たな施策及び連携等について

1 登記所備付地図作成作業新10か年計画について

国土交通省のホームページ(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/03/030228_.html)上で、「都市部における公図と現況のずれ」が公表され、全国の都市部において、公図と現況の間に「大きなずれのある地域(ずれが1m以上10m未満)」や「極めて大きなずれのある地域(ずれが10m以上)」が、明らかにされています。国では経済財政改革の基本方針2008等を踏まえ、その是正を図るべく登記所備付地図の更なる推進を図ろうと、平成20年度に新たに「登記所備付地図作成作業新10か年計画」(平成21年度からの10か年で130km²を実施)を策定し、登記所備付地図の整備を計画的に推進することとしました。

また、この計画を効率的に推進させることを目的として、平成21年度からは、2年のスキームで登記所備付地図を作成することとし、1年目には対象地区の地図混乱地域対策を実施した上で、2年目に引き続き同地区の登記所備付地図作成作業を実施し、各作業の緊密な連携を図ることとしています。

2 新たな施策について

登記所備付地図の整備については、都道府県からの地図整備拡充の請願の採択や地域住民からの地図混乱解消の要望書など、各界からその拡充を求める意見が強く出されており、平成22年度から前記の「登記所備付地図作成作業新10か年計画」を前倒しして、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を実施する予算が盛り込まれました。

3 今後の登記所備付地図作成作業と地籍調査の連携について

(1) 登記所備付地図作成作業が実施される市区町について

当該作業実施区域の周辺で住民の地籍調査への関心が醸成される可能性が高いことから、周辺地域の市区町村等へ地籍調査が進められるように積極的な働きかけを行ってきました。今後も国土交通省や都道府県又は市区町村と連携を図って、市区町村の地籍調査事業の一層円滑かつ適正な実施を推進してまいります。

昨年、地籍調査との更なる連携強化を図るとの観点から、都道府県又は市区町村から登記所備付地図作成作業の実施区域等の詳細な照会があった場合は、積極的な情報等の提供をするなどして、地籍整備の連携の推進を求めた通知を各法務局に対して発出しました。

なお、国土交通省においても各都道府県へ、登記所備付地図作成作業実施地区の周辺地域において地籍調査を積極的に推進するよう、市区町村等へ指導を行うよう通知をしております。

(2) 登記所備付地図作成作業を実施する地域において

市区町が官民境界を集中的に整備する官民境界等先行調査(官民境界を含め、すべての筆界を確認する通常の地籍調査に先行して、都市地域において、官民境界及び官官境界の筆界点の調査・測量を実施するもの)を実施した後に、法務局が登記所備付地図作成作業で官民境界を整備する等の連携を図られるように、法務局と都道府県又は市区町の打合せ会や協議を今後も引き続き重ねていきます。

(3) 地籍調査における「筆界未定」が生じる場合

「筆界未定」については、法務局と連携して現地調査を実施すること等により、その予防に努めているところですが、国土交通省に設置された国土審議会土地政策分科会企画部会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」において、昨年、法務局との連携の対象地区をこれまでの都市部から都市部以外の地域にも拡大すべきであるとの指摘がされたことを受け、平成22年度からは都市部以外の宅地における地籍調査にも積極的に協力をしていきます。

六 おわりに

以上、登記所備付地図作成作業の現状について紹介してきました。作成作業の推進に当たっては、地籍調査事業との連携は必要不可欠となっております。今後とも国土交通省や都道府県・市区町村等の地方公共団体と十分な連携を引き続き図り、法務局における「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を着実に推進してまいりたいと思います。

登記所備付地図作成作業の主な担い手である土地家屋調査士、土地家屋調査士会ともさらに連携を深めて、作業を実施していくことは言うまでもありません。

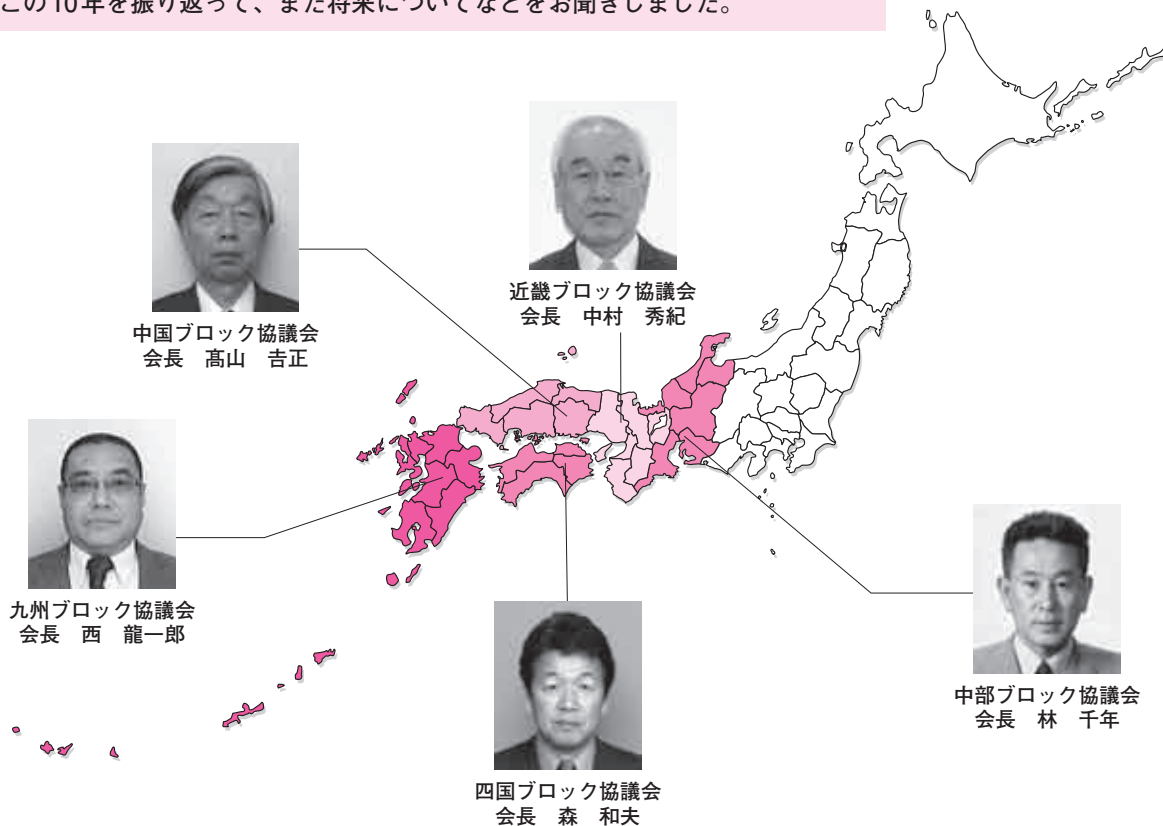
※本稿は、株式会社テイハン発行の「登記研究 第745号(平成22年3月号)」に掲載した原稿を加筆、修正したものです。

ブロック協議会長に聞く

「2000年代最初の10年を振り返って」②

大きな節目であった制度制定50周年から10年が過ぎました。大きな変化の波に洗われた感のある2000年代最初の10年を経て、8つのブロック協議会は、全国50の土地家屋調査士の一体化の要として、ますますその存在は大きく、重要となってきています。

「60周年」という新たなターニングポイントにあたり、各ブロックの協議会長に、この10年を振り返って、また将来についてなどをお聞きしました。



近畿ブロック協議会会長 中村 秀紀

プロフィール

座右の銘 **一期一会** (一期一会)

昭和46年12月15日登録、滋賀県土地家屋調査士会会長。
滋賀会にて理事、副会長を歴任、現職に至る。
趣味は旅行、読書。

●今年が制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。

先の50周年は伊能ウオーク、大図展の開催等に象徴された年であり、各会が担当した区間を連携により引継ぎ、同時に特色を競い合い乍ら、一大イベントとして実施されたことが印象深く残っている。

当時は日常業務での大きな変革もなく、会務にゆとりを持ち運営が図れた思いがある。

時の推移により自由化、競争の波が押し寄せ、規制改革、緩和が今日の変革の端緒となって強制入会制度の見直し等が叫ばれ、以後資格者に対する風当たりと云うか、社会の視線が大変厳しいものとなり、加えて不動産登記法の大改正による急激な変化は社会貢献分野への責務と共に、会務運営、財務面で厳しい対応が求められ一時も振り返る余裕もない様な10年であったと感じている。

●この10年の変化について、貴ブロックではどんな対応をされてきましたか？

ブロック協議会はかつて事業を主体とするもので

なく、共通の課題を情報交換等によって各会の円滑なる運営に寄与してきたが、近年日調連との連携が明確化され、更に研修等の移譲により実施主体として各部会の組織により制度の変革に対応を図り積極的に取組んでいる。

●**貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。**

ブロック内大阪会、京都会が先駆けて事業を進めてきた大学寄附講座が2年前にブロック事業として新たに同志社大学法学部にて開催、本年3年目として4月より開講しており、このことにより兵庫会、奈良会での開講へと進んでいる。

今後の取組みの一つとして、15年前に発生した阪神・淡路大震災により今日迄、まちづくり支援機構に参加しているが、ブロック内で大震災の発生が予測される中、防災の機運が高まっており専門職としての役割を認識し安心安全のまちづくりの一端として社会貢献の分野に取組んで参りたい。

●**ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。**

「近畿は一つ」

当ブロックは何よりも各会の地の利に優れ、同時に各会に温度差がみられず常に共通した課題として取組むことが出来ること。

事務局並びに諸会議の会場を大阪土地家屋調査士会でお世話願っておること等により、継続して安定した運営が図られていることが大きな基盤になっている。

このことは今日迄の歴代会長を始め諸先輩が築いて頂いた良き財産として更なる発展を目指し次代に引き継ぐ努力を重ねて行きたい。

中部ブロック協議会会長 林 千年

プロフィール

座右の銘

とうりものいわず しもおのずからこみちをなす

桃李不言下自成蹊

昭和52年4月4日登録、岐阜県土地家屋調査士会会長。岐阜会にて公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長、本会副会長を歴任、現職に至る。趣味は釣り、村おこし。

●**今年は制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。**

100年に一度とも言われたような不動産登記法の大改正に迅速に対応した、個々の調査士の自己研鑽を誇りに思う。また、筆界特定制度に代表される新しい制度等が、社会の真のツールとして定着するかどうかは、初期の段階での関係者の取組み次第であり、現在までの実績を考えればこれらに果たした役割も誇りに思う。

●**この10年の変化について、貴ブロックではどんな対応をされてきましたか？**

オンライン申請に対応するため、ブロックで委員会を組織し独自の申請マニュアルを作成し促進に努めた。また、法25条の2項についても中部地籍研究会を組織し、地域の慣習等に精通すべく研究、研鑽を継続しているほか、平成19年には「境界紛争ゼロ宣言！」の宣言文を発信した境界シンポジウムを開催する等、時期を逸さない研修会等の開催やブロック間の情報交換に努めた。

●**貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。**

インターネットを利用して研修会を共同開催することにより、機会の均等と経費の削減を目指している。

制度対策委員会を組織して、業務についても倫理についても意識、認識の共有を目指している。

●**ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。**

我々の日常業務での支障や問題は、依頼者が困ることである。例えば、正当な理由のない立会拒否等に対する隣接土地所有者の受忍義務、道路法施行規則第4

条の2の「道路の区域の境界線」の部分に筆界の文言を入れる、筆界情報は個人情報ではないとの明確な解釈等、法改正をも視野に入れた法的な理論武装を望む。また、大きな制度の中では個々の腕自慢は大した力にはならないので、組織として成長、発展していきたい。60年の歴史の中で、今がその最大のチャンスだと思う。

※桃李不言下自成蹊(とうりもの言わず、下(しも)自ら蹊(こみち)を成す)；故事成語。桃や李(すもも)はものを言うわけではないが、美しい花やおいしい実があるから自然と人がやって来て、そこに小道(蹊)ができる。徳のある者は弁舌を用いなくても、人は自然にその徳を慕って集まり帰服する。——史記(李將軍伝贊)

中国ブロック協議会会長 高山 吉正

プロフィール

座右の銘 努力

平成4年1月10日登録、岡山県土地家屋調査士会会長。岡山会にて部長理事、支部長、副会長、連合会にて理事を経て現職。趣味はアウトドア、スキー。

●今年が制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。

全地測量が義務づけられ、土地家屋調査士の責任もよりいっそう重くなったが、報酬規定の撤廃により、低価格での業務の受託を余儀なく強いられ事務所経営も大変厳しさを増しております。

ADR認定土地家屋調査士の試験は、第1回の受験者が、60人と制限され低調な出だしではありましたが、各会独自の研修会を行い現在384人が認定調査士となっています。今後、ADR認定土地家屋調査士をどのように活用するのか課題も山積みです。

ADRセンターは、広島会、山口会、岡山会、鳥取会そして今年度鳥根会の開設により中国5県すべてが立ち上がります。しかし、広報不足もあり、まだまだ国民に理解されてないようです。

GPS測量等の普及により、世界測地系による位置の特定に関心も増してはいます。測量経費の増大の中、各会員の経営努力又依頼者への啓蒙に努め、1点でも多くの永久標の設置、引照点の設置等、後世に残る地積測量図の作成に努めております。

登記所の統廃合は、登記事務のコンピュータ化と合わせて進められておりますが、郡部では、年配の会員の廃業を余儀なくされています。

オンライン申請の促進にも取り組んでいますが、地方、郡部でのサービスの低下は明らかで、今後、多くの課題を残しております。地方、郡部での会員の減少も国民への法的サービスの低下に繋がります。司法制度改革により、法人化等、都市部に会員が集中する懸念があります。

中国ブロックでは、色々な場を通して各会の担当者の意見交換を行ってきましたが地域差もあり、一つに統一することは、難しかったように思います。

●この10年の変化について、貴ブロックではどんな対応をされてきましたか？

中国ブロック協議会では、ブロック総会と合わせて各部の分科会を開催し、各会の情報交換を行い、各会の運営、又制度改革の際に協議対応しております。

各会の担当者による担当者会議を開催し、日調連、中国5県の意見交換並びに、情報交換を行っています。

新会員の研修会では、強制会としての会の役割、位置づけ、測量の実習、倫理研修を始め、93条調査報告書は記載例に基づき研修を行っています。その他、事務所経営等3日間での研修をしています。

●貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。

ADRセンターについての意見交換会、情報交換、受付に関わる事務局職員の研修会等を通して、筆界特定制度との連携を視野にいたしたADR認定土地家屋調査士の育成に努めたいと考えています。

技術を兼ね備えた法律家である土地家屋調査士の広報、安定した事務所経営の確立を目指し、研修会等に取り組むたいと考えています。

●ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。

全国8ブロックが、土地家屋調査士として共通した認識を持ち、情報を共有し日調連にブロックとして、しっかりと提言し、東京と地方と意識のずれが生じないように単位会、会員の意思を伝えていきたいと考えています。

九州ブロック協議会会長 西 龍一郎

プロフィール

座右の銘 風・林・火・陰・山・雷
(孫子の兵法)

昭和51年12月18日登録、熊本県土地家屋調査士会会長
熊本会の常任理事企画部長、副会長を経て現職。
趣味は古武道(大東流合気柔術)。

●今年が制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。

変革の時期に会長職を受け、悩み、喜び、考える日々でした。

規制緩和、規制改革、土地家屋調査士法の改正、不動産登記法の改正、ADR基本法の制定等、矢継ぎ早に大きなうねりが押し寄せました。

それまで温水プールにノンビリと浮かんでいたような私達は、波高い太平洋を懸命に泳ぐことになりました。この厳しい環境の変化に応じて、土地家屋調査士制度も大きな進化の過程にあるものと思われま

す。特に、土地家屋調査士法の改正により法第25条2項に「筆界」が明記され、名実共に「境界の専門職能者」として「筆界特定制度」・「ADR」と言う新しい制度に積極的に関与することになりました。これにより土地家屋調査士は、国民の利便性に大きく貢献できる専門資格者として、社会的に高い評価を受けることができました。

しかしながら、報酬規定の撤廃については、報酬額の自由化により上限枠が外された喜びも束の間、景気後退に伴いダンピングとも採れる節度の無い値下げ競争も行われているようです。

土地家屋調査士が標榜する「適正な業務に対する、倫理観に裏打ちされた正当な報酬。」と言う概念は、現在国民の目にどのように映っているのか大変不安に思っています。

●この10年の変化について、貴ブロックではどんな対応をされてきましたか？

九州ブロックでは、「九州は一つ」を合言葉に、会長会議をはじめ、担当者会同等を定期的、臨時的を問わず開催しています。ブロックにおける諸問題についての情報を九州各県で共有し、各単位会の運営執行に役立てていくよう努めています。

●貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。

各単位会の研修部が集まり、新人研修会用の素晴らしいテキストを作成しています。

また、各単位会開催の研修会には他県からの参加者も募り、講師には研鑽を積んだ得意分野を各単位会の土地家屋調査士が担当しています。

研修会や講師を担当する会員の交流を行うことにより、業務・技術における資質の均一的な向上を図り「有能な土地家屋調査士」を標榜し、ブロックをあげて取り組んでいます。

●ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。

九州ブロックは風光明媚な8県会の内、長崎、鹿児島、沖縄県は多くの離島を有し、土地家屋調査士も困難な業務を献身的に処理されています。

結びに、土地家屋調査士が資格者制度の中で、安定した事務所経営ができる環境整備に取り組むことが、単位会そしてブロック協議会の使命だと思っています。

※「風・林・火・陰・山・雷」其疾如風、其徐如林、侵掠如火、難知如陰、不動如山、動如雷霆＝其の疾きこと風の如く、其の徐(しず)かなること木の如く、侵し掠めること火の如く、知りがたきこと陰の如く、動かざること山の如く、動くこと雷霆(らいてい)の如し。——「孫子」軍争篇

四国ブロック協議会会長 森 和夫

プロフィール

座右の銘 念ずれば花ひらく

昭和54年3月15日登録、香川県土地家屋調査士会会長。
香川会にて理事、副会長、監事を歴任、現職に至る。
趣味は家庭菜園、登山。

●今年が制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。またこの10年の変化について、貴ブロックの対応について、お聞かせください。

この10年間は、それまでの50年に匹敵するほどの法改正や業務の環境の変化を経験したように思います。ブロックの活動といえば、総会と研修会の開催

くらいが主であり、日常業務に関わる個々の問題については、各会と局とで「表示登記研究会」、「合同研究会」等の名のもとに恒常的に行われていましたが、平成17年の不登法の大改正に伴う「登記事務取扱要領」改訂のときには、管区である高松法務局と四国ブロック協議会とで度重なる協議を行いました。局側においても、他の地方法務局から表示登記専門官が協議に加わり、それまでに経験したことの無い、四国全体での登記事務の取扱に関する協議の場を持つことができ、一定の成果をあげることができました。一例をあげると、それまでは土地の表示(表題)や分筆登記申請のときにだけ、「土地家屋調査士が作成した現地調査書によって、印鑑証明書付隣接境界線証明書の添付に代えることができる。」の取扱であったのが、新たな規則93条調査報告書により、地積更正のときにも証明書類の添付は要しないことになりました。

ADRセンターの設立に関しては、四国ブロックとして共通の認識を持ち、徳島会、愛媛会に引張られながらも、ほぼ同時期に四会すべてに設置することができました。共に活動(会議、研修会等)を行った典型だと感じています。その後の認証についても愛媛会、徳島会の取得に続いて、高知会、香川会も遅ればせながら申請中です。

●貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。

昔はブロック総会の翌日には近隣会にも案内して、対抗ソフトボール大会をするのが慣例で、これで十分な親睦を図ることができていましたが、企画・準備が大変で、当番会に大きな負担を掛けることもあり、平成9年の高知会を最後に、今は休止状態になっています。以後は一転真面目に、研修会に力を入れているところですが、地域が狭いこともあり、最近是他会の研修会にも参加する会員が増えてきているようです。その他、愛媛会では数年前から行っていることですが、香川会でも今年から香川大学の法学部生を対象に「土地境界と表示登記」という科目名で、会員による寄附講座を開講することになりました。今後、徳島会、高知会にも呼びかけ、これまでに無かったブロック協議会と学術団体の連携を模索していきたいと考えています。

●ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。

ブロックとしてではありませんが一言。法改正に伴い業務一件あたりの事務量は確実に増えているのに報酬は伴っていません。収入と事件数の減少によって業界全体としてはとても苦しい状況にあります。改めて資格者が求められている業務成果に対する、適正な報酬額というものを皆で認識しなければならないと強く感じます。報酬額が法務大臣認可であった時代から、平成10年には「報酬」の字句が「報酬の基準」となって、会が基本額として報酬について指導することはできなくなりました。さらに、平成15年には会則から「報酬」の規定そのものが削られました。予想されたことですが、その後ダンピングの歯止めは効かず、調査士が長年苦勞して培ったノウハウ知識、技術、労働の安売り合戦が始まりました。

国が、「組織として報酬基準は設けてはならない。」とする理由は、何も調査士の儲けを減らして消費者の利益に、というのでは決してありません。調査士とお客さんの双方の利益(余利)が最大になる金額は、事件毎に当然異なるわけですから、違って当然の金額を予め定めるのは良くない。同じ仕事であっても依頼者や環境(借金がある、宝くじが当たった。)によって違ってきますから、設けた基準額とは一致しません。調査士側はもう少し安くてもこの仕事はできたので利益が出た、また依頼者もこんなに安くできてうれしい。もちろん逆もあります。つまり報酬額は依頼者と話し合っ、双方の利益が大きくなるように決めた方が、社会全体の利益(社会的余利)が最大になる、という理屈からきています。いつも依頼者に喜んでお支払いいただき、調査士も不満の無い額を予め取り決めて、個別に契約する必要があります。

今のように調査士自身が安売り合戦をして、儲けなくしてしまった業界を外から見て魅力的に映るはずがありません。昨年の受験者数は6,025人でした。会員数も漸減を続け四国ブロックがそっくり無くなってしまふほどの会員が減少したことはとても残念です。社会的地位の向上のためには、品格に欠けるようですが、収入の向上を図ることも必要かと思えます。

※「念ずれば花ひらく」何ごとも一所懸命念ずるように努力すれば、自ずから道は開ける。熊本に生まれ、愛媛を終の棲家とした詩人、坂村真民の詩の冒頭。

FIG 2010 シドニー大会 ～COM7 関連イベント報告～

平成22年4月11日から16日まで、オーストラリアのシドニーにおいて、FIG（国際測量者連盟）大会2010が開催されました。日本土地家屋調査士会連合会からは、小野伸秋業務部長、山田一博広報部長、藤木政和研究所長が参加し、「地籍と土地管理」の研究・議論をしているCOM7（第7委員会）のイベントを中心に視察してきました。

■委員会会合

FIG 2010シドニー大会2日目の4月12日（金）、午前8時から9時半まで、委員会別に年次総会等の会合が行われました。COM7「地籍と土地管理」の会合は、シドニーコンベンション・エキシビションセンターのベイサイド103号室で行われ、COM7関係者20名程度が集まりました。議長は、COM7委員長のAndras Ossko氏（ハンガリー）です。

最初に、FIG 2010テクニカルセッションに関するお知らせということで、プログラムについて最新の情報を各自ウェブで確認してほしいこと、特に、COM7だけで約200本の論文があり、並列して多くのセッションが行われるので、プログラムの変更が見込まれることが伝えられました。

続いて、COM7の年次総会（COM7では伝統的にFIG総会・大会とは別に年次総会を開催している）についてお知らせがありました。今年の年次総会は、9月6日から9月10日までチェコ共和国のカルロビバリ（Karlovy Vary）で開催されることになっており、その準備状況等について主催団体から発表がありました。



COM7会合のOssko議長

年次総会では、各国からの報告のほか、国際オープン・シンポジウム（ホスト国およびCOM7に関連するテーマの講演）、テクニカル・ソーシャルツアー（地籍事務

所等への訪問）が予定されています。今年のテーマは、地籍と土地行政であり、発展途上国にとっても土地行政を確立する上で参考となるはずであり、年次総会に定期的に参加していない国の参加も歓迎しているとのことでした。

質疑応答では、ISO/TC211 LADM作業部会長を務めるChristiaan Lemmen氏がDaniel Roberge次期COM7委員長に対しCOM7の2011－2014作業計画について質問したのを契機に活発な議論が行われ、作業計画はチェコで行われる年次総会までに詳細を詰めていくこと、COM7関係者がRoberge次期委員長を支援していくことなどが確認されました。

■プレナリーセッションから

4月12日から15日まで、プレナリーセッション（PS）が毎日1セッションずつありました。12日のPS1は「2007－2010のFIGの業績」、13日のPS2は「空間力のある社会（Spatially Enabled Society）」、14日のPS3は「大きな課題」、15日のPS4は「技術的将来」がテーマでした。以下、COM7と関連の深いPS1とPS3について少し紹介したいと思います。

PS1では、FIG会長であるStig Enemark教授（デンマーク）より、「能力強化—FIGの課題と業績 2007－2010」と題して、志は高く、足は地につけて（flying high



年次総会（チェコ）の案内

and keeping the feet on the ground)、測量者(“土地専門家”)の能力強化(building the capacity)を図ろうと取り組んできたことについて発表がありました。この数年



PS1で講演する Enemark 会長

間で、FIGの方針は「測定(measurement)」から「管理(management)」へと大きく変わり、世界中の空間データを取得・管理できる真にグローバルな基盤としての測位基盤が発達し、持続可能な開発を支える土地政策・土地管理戦略を実施するための土地行政システム(land administration system)という考え方が定着し、FIGの役割も深みを増したことが述べられ、FIGの各専門委員会の構成や作業部会、国連機関との連携作業、2007-2010のFIG出版物、FIG事務局の体制などについて紹介がありました。

PS3では、まず、Daniel Fitzpatrick氏(オーストラリア)が、「気候変動、災害管理、土地統治」と題して、自然災害後の土地問題への取り組みに関し、アチェ州での地震後の事例を交えながら、国連のガイドラインとその背景や構想を紹介しました。続いて、Paul Munro-Faure氏(イタリア)が、「よい土地統治」と題して、土地政策・統治に関する戦略、大規模農業投資のための具体的な戦略、責任ある土地保有統治に関する自主的指針の構想について紹介しました。最後に、Mohamed El-Sioufi氏(ケニヤ)が、「気候変動と持続可能な都市」と題して、土地・環境問題における「原動力-圧力-環境状態-人間への影響-対応」という概念的枠組みや、気候変動による都市への影響緩和・適応における「世界土地ツールネットワーク」の有用性などについて発表しました。



PS3の様子

■招待セッションから

FIG 2010 シドニー大会では、通常のテクニカルセッション(TA)のほか、招待セッション(INV)と呼ばれるセッションが4つ、フラッシュセッション(FS)と呼ばれるセッションが約30、昼食後の講演(ALT)と呼ばれるセッション(企業による発表)が3つありました。

招待セッションのテーマは、FIG / 世界銀行によるINV1が「ミレニアム開発目標を支援するための土地統治」、UN-HABITATによるINV2が「STDM (社会的保有領域モデル)」、COM3/COM7によるINV3が「空間力のある社会(Spatially Enabled Society)」、FIG アフリカ特別委員会によるINV4が「アフリカにおける土地政策」でした。ここではINV1とINV2について少し紹介したいと思います。

INV1では、まず、Stig Enemark 会長(デンマーク)が、「気候変動・自然災害・ミレニアム開発目標への対応と土地統治」と題して、土地統治における土地権利・制限・責任の管理、空間力のある政府(Spatially



INV1の様子

enabled government)における地籍の重要性、気候変動への適応を支える土地管理、自然災害リスク管理を支える土地行政のあり方について講演しました。続いて、Klaus W. Deininger 氏(世界銀行)らが、「ミレニアム開発目標を支援するための土地統治に関する世界銀行の政策」と題して、世界銀行の概要、世界銀行における土地部門の取り組み、土地統治に関する国連/世界銀行の共同イニシアティブについて紹介しました。最後に、Robin McLaren 氏(英国)らが、「ミレニアム開発目標を支援するための土地統治-土地専門職の新たな課題」と題して、ミレニアム開発目標を支援するための土地統治に関するFIG / 世界銀行会議の報告、21世紀の土地統治のあり方、FIG / 世界銀行の共同宣言について講演しました。

INV2では、まず、Stig Enemark 会長(デンマーク)が、「GLTNの課題を支援する社会的保有領域モデル」と題して、STDMの必要性や開発状況について講演しました。続いて、Clarissa Augustinus 氏(南アフリカ)が、「社会的保有領域モデル：土地産業および貧



INV2で講演する Enemark 会長

困者にとって意味するもの」と題して、世界土地ツールネットワーク(GLTN)の概要、STDMが土地産業および貧困者にもたらすものについて講演しました。最後

に、Christiaan Lemmen氏(オランダ)が、「安全な保有制度および貧困削減のためのツールとしての社会的保有領域モデル」と題して、STDM (社会的保有領域モデル)の概要を説明し、STDMの試作品のデモンストレーションを行いました。

■テクニカルセッションから

FIG 2010シドニー大会では、約110のテクニカルセッション(TS)が行われ、そのうち、COM7単独によるセッションが21、COM7と他のCOMとの合同によるセッションが14ありました。このうち、COM7単独によるセッションから少し紹介したいと思います。

TS3A「持続可能な開発のための土地統治」では、Ian Williamson氏(オーストラリア)らが、Stig Eneamrk会長、Jude Wallace氏、Abbas Rajabifard氏との共著による書籍「持続可能な開発のための土地行政」の紹介をしました。本書は、これまでの彼らの取り組みの集大成ともいえるもので、2010年1月に出版されました。

TS4K「土地管理領域モデル(LADM)」では、Peter van Oosterom氏(オランダ)らが、「土地管理領域モデル(LADM)における権利・制限・責任」と題して、LADMモデルの概要、実世界の事例として地役権の取り扱い、LA_RRRグループの可否について発表しました。そのほか、「STDMに関連する包括的な土地情報システムの実施における制度的側面」、「土地管理領域モデル(LADM)における空間単位の幾何学」、「土地行政における地下水管理：空間的-時間的観点」について発表がありました。

TS5K「地籍プロジェクト」では、FIG 2009の主催国であったイスラエルのHaim Srebro氏が、「イスラエルにおける座標ベースの地籍(CBC)への道」と題して、イ



TS3Aで発表する Williamson氏



TS4Kの Oosterom氏の発表

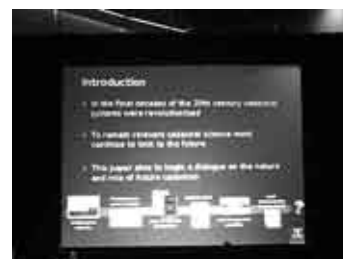


TS5Kの Srebro氏の発表

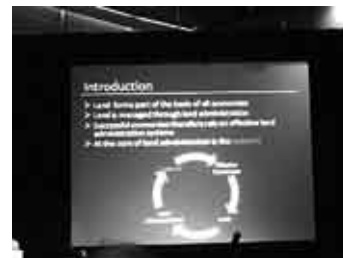
スラエルの地籍の歴史・現状・問題や、解決策として期待されるCBCに関する経済的実現可能性・進捗状況・実施中の事業について発表しました。そのほか、「モロッコにおける土地登記プロセスを改善・促進する」、「オブジェクト指向アプローチを備えた多目的地籍情報システムのオブジェクトモデル—事例研究」について発表がありました。

TS8K「Cadastre 2014から地籍を展開する」では、Rohan Bennett氏(オーストラリア)が、「地籍の未来：地籍の本質と役割の新しいビジョンをつくる」と題して、地籍の動向のレビュー (税地籍・法地籍から多目的地籍への移行、Cadastre 2014)、現代における地籍の原動力(政治・法律、環境、技術)、将来の地籍のあり方(測量の精度、オブジェクト指向、3D / 4D、リアルタイム、グローバル/ローカル、有機的)についてまとめたという自身の研究の方向性を述べました。Anna Krelle氏(オーストラリア)は、「Cadastre 2014：新しい課題と目標」と題して、Cadastre 2014の6つの声明文を現在の状況に照らして見直し、Cadastre 2014が現在でも有意義な文書であることを訴えました。また、Bill Hirst氏(オーストラリア)は、「Cadastre 2014—オーストラリアとニュージーランド：現在と未来」と題して、FIG 2010シドニー大会の主催国であるオーストラリアの事例をCadastre 2014の6つの声明文にあてはめ分析しました。そのほか、「Cadastre 2014の動向に沿ってタイの地籍システムを報告する」について発表がありました。

TS9A「土地保有システムの開発—発展途上国」では、Monica Lengoiboni氏(オランダ)が、「土地行政のなかの牧畜：牧畜家の時空間的土地権利を土地管理領域モデル(LADM)に適応する」と題して、放牧目的で季節移動



TS8Kの Bennett氏の発表



TS8Kの Krelle氏の発表



TS8Kの Hirst氏の発表



TS9AのLengoiboni氏の発表

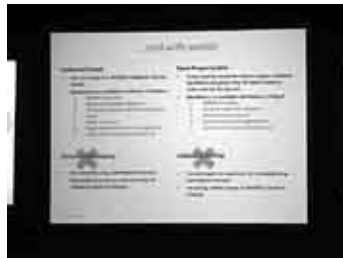
する牧畜家たちの土地の権利をLADMにどのように組み込むかを検討するために、放牧地の現状について発表しました。そのほか、「複雑性認識論と不動産権利」

について発表がありました。

TS10A「地籍の進展—先進国」では、Tarja Myllymaki氏(フィンランド)が、「国際的地籍モデルを実施するための課題—フィンランドの事例」と題して、ヨーロッパレベルのINSPIRE、国際レベルのISO/LADM、フィンランドの事例を照らし合わせて分析し、LADMはINSPIREよりも範囲が広く、概念的で、共通理解がしやすく、一般的であるゆえに将来性があると述べました。また、Daniel Roberge氏(カナダ)は、「課題に優位に立ち向かうために、ケベックの地籍・土地行政活動を再考し再構築する」と題して、ケベックにおける測量の歴史、成し遂げてきた任務、達成された目標について発表しました。そのほか、「マレーシアにおける統合3D地籍登録システム」について発表がありました。



TS10AのMyllymaki氏の発表



TS10AのRoberge氏の発表

■ソーシャルイベントから

4月11日(日)、総会セッション1の終了後、午後7時から午後9時頃まで、シドニー・タウンホールにおいて、ウェルカム・レセプションが行われ、小野業務部長と藤木研究所長が参加して、FIG会長のStig Enemark教授、COM7委員長のAndras Ossko氏、ISO/TC211-LADM作業部会長のChristiaan Lemmen氏らと交流を深めました。

4月14日(水)の夜には、シドニー近郊の測量者宅を訪れるホーム・ビジットというイベントがあり、小野業務部長と山田広報部長が参加して、訪問宅に集まった各国の測量専門家たちと交流を深めました。小野業務部長がお土産として持参した日本の地券にも関

心が集まり、大いに盛り上がったようです。

(報告：研究員 剣持智美)



左から 藤木研究所長、Enemark会長、西氏(日本測量者連盟総幹事)、小野業務部長



左から 剣持研究員、Ossko氏、藤木研究所長



左から Lemmen氏、藤木研究所長、小野業務部長



測量者宅を訪問した小野業務部長(左1番目)、山田広報部長(左3番目)

日本マンション学会2010年 (第19回)名古屋大会報告

愛知県土地家屋調査士会 広報部理事 岡田賢徳

平成22年4月17日(土)、18日(日)の2日間にわたり、椋山女学園大学 星が丘キャンパス(愛知県名古屋市)において日本マンション学会2010年(第19回)名古屋大会が開催された。

今大会では、7つの研究分科会、「持続可能なまちづくりとマンション」をテーマにしたシンポジウム・パネルディスカッション、現地見学会などが実施された。以下にその概要を報告する。(敬称は省略いたします。)

4月17日(土)午前9時30分～正午

第1分科会

テーマ:「ストック型社会に向けたリモデリングの課題」

趣旨説明 藤本佳子(千里金蘭大学教授)

- ・ストック再生に資する改修技術の手法と課題
—UR向ヶ丘第一団地ストック再生実証実験の実施を通じて—

発表者: 鈴木克彦(京都工芸繊維大学大学院教授)

- ・団地型マンション住戸の住み替えに関する基礎研究
発表者: 辻 壽一(大阪樟蔭女子大学教授)

- ・東京都渋谷区金王町住宅の建替事業
発表者: 大竹比呂志(金王町マンション建替組合 理事長)

- ・千里ニュータウンの団地型賃貸マンションの建替
えとコミュニティ形成に関する研究
発表者: 藤本 佳子(千里金蘭大学教授)



第1分科会

第2分科会

テーマ:「コミュニティづくりへの専門家の役割」

趣旨説明 田中哲夫(マンション管理士研究委員会代表)

- ・マンション管理と地域運営向上の好循環を生み出す試み
—京都市明倫学区の取組み事例として—

発表者: 田中志敬(花園大学講師)

- ・管理規則・細則の運用に関する一考察

発表者: 廣田信子((財)マンション管理センター 総合研究所主席研究員)

- ・管理組合の抱える課題と克服事例の報告

—管理組合のさまざまな合意形成手続—
発表者: 近藤俊一(マンション管理士)

- ・ゲスト講演「ゲーム理論とマンション共同管理問題」

発表者: 岡田 章(一橋大学大学院教授)



第2分科会

第3分科会

テーマ:「再開発ビル事業の敷地利用権の研究」

趣旨説明 上野義治(司法書士)

- ・公共施設を含む再開発ビル・マンション等の敷地
利用権に関する事例研究

発表者: 相馬計二(桐蔭横浜大学客員教授)

- ・マンション敷地における区分地上権の設定登記

発表者: 濱野耕祐(司法書士)



第3分科会

4月17日 午後1時～2時40分

日本マンション学会第19回総会

大会実行委員長 村上 心 梶山女学園大学教授、折田泰宏 日本マンション学会会長の挨拶で日本マンション学会第19回総会が始まった。

折田会長から、「本大会は、当学会が一般社団法人 日本マンション学会に発展的に解消する記念すべき大会である」との話が印象的であった。

以下の1～8号議案が上程され慎重審議の結果、出席者の全員一致により承認された。総会終了後には、研究奨励賞の授与式が行われた。

- 1号議案 2009年活動報告
- 2号議案 2009年度収支報告(監査報告)
- 3号議案 2010年度活動計画(案)
- 4号議案 2010年度予算(案)
- 5号議案 会則変更の件
- 6号議案 当学会解散の件
- 7号議案 当学会残余財産等譲渡の件
- 8号議案 清算人選任の件

研究奨励賞は「利用権方式有料老人ホームの特徴及び法的課題」 矢田尚子(白鷗大学講師)へ授与された。

4月17日 午後2時30分～午後5時45分

メインシンポジウム

テーマ 持続可能なまちづくりとマンション

趣旨説明 齊藤広子(明海大学不動産学部 不動産学科教授)

基調講演 海道清信(名城大学都市情報学部 都市情報学科教授)

- ・持続可能なまちづくりとマンション

今後の日本における人口減少、高齢化、低炭素社会等の進展という事実をふまえ、本シンポジウムのテーマである「持続可能なまちづくり」について説明された。



基調講演

今後の「持続可能なまちづくり」における望ましい形態として、コンパクトシティ（集約型都市構造）を提唱された。

パネルディスカッション

パネリスト

- 佐藤圭二(中部大学工学部 建築学科教授)
- 花井増實(万葉総合法律事務所 弁護士)
- 松本恭治(高崎健康福祉大学健康福祉学部教授)
- 小林秀樹(千葉大学工学部 都市環境システム学科教授)

マンションとアーバンデザイン

— 名古屋の街とマンションをみながら —

佐藤圭二

- ・マンションの在り方をアーバンデザインの視点から提言された。

管理費等の滞納問題から持続可能なマンション管理を考える

花井増實

- ・マンションに関する維持管理について、管理費等の滞納問題という視点で説明された。
- 管理費の滞納については、早期に請求することが重要である。

都市環境の変化が分譲マンションの成立と存続に与える影響

— 不良資産化する分譲マンションの行方 —

松本恭治

- ・近年の地方都市にマンションが普及するにつれて顕在化したマンションの空き家率の上昇、分譲マンションの不良債権化等の問題について群馬県の事例を用いて説明された。



パネルディスカッション

持続可能な街づくりにおけるマンションの可能性と課題
—維持管理から経営管理への発展と法制度のあり方—

小林秀樹

・少子高齢化及び人口減少の中で、マンションの維持可能性を高めるためには、現状を維持管理するだけでなく、状況に応じて空き家経営や生活サービスの導入ができるような「経営管理」へ発展することが必要である。それには管理組合の権利を強化し幅広い経営管理を実施できるようにすること、経営管理を支える専門家組織の発展することが必要である。現行の区分所有法では限界があるので、新たな法整備が必要となる。

討論会・質疑応答

4名の発表の後、参加者の質疑応答を交えた討論会が開催された。

最後に京都工芸繊維大学大学院教授鈴木克彦氏が、人口減少のわが国において「持続可能な街づくり」という言葉の中には多様な概念と様々な種類の人々が含まれているので、様々な力を集約し取り組む必要がある。

このような社会で貢献できるマンション作りとは、ミッションコミュニティ、テーマ型コミュニティなど様々なコミュニティが力を発揮する必要がある。

そして目先のことではなく、長期的な視点でのコンパクトシティの再開発を目指し、マンションを考える必要があるという結論でシンポジウムは閉会した。



質疑応答

4月18日(日)午前9時30分～正午

第4分科会 テーマ：最近のマンション紛争と裁判

趣旨説明 花房博文(創価大学法科大学院教授)

・マンション階上騒音紛争と裁判
—マンション・トラブルの裁判外での紛争解決を考える—

発表者：鎌野邦樹(早稲田大学法科大学院教授)

・マンション管理組合の総会決議により行われた自ら専有部分に居住しない組合員が組合費に加えて住民活動協力金を負担すべきものとする旨の規約の変更が、建物の区分所有者等に関する法律31条1項後段所定の場合にあたらないとされた事例
発表者：舟橋 哲(立正大学教授)

・共有部分を無断で改造した区分所有者に他の区分所有者が原状回復を求めた訴訟において、原告には損害がないとして棄却された事例
発表者：折田泰宏(日本マンション学会会長・弁護士)

・駐車場専用使用権の消滅決議の可否

発表者：花房博文(創価大学法科大学院教授)

・滞納水道使用料と承継人の負担義務

発表者：湖海信成(弁護士)



第4分科会

第5分科会

テーマ：マンションと地域づくり

趣旨説明 宮崎幸恵(東海学園大学教授)

・集合住宅におけるリファイン建築の今

発表者：青木 茂(首都大学東京戦略研究センター教授)



第5分科会

- ・マンション住居者の経年変化と共有空間・施設
発表者：高井宏之(名城大学教授)

- ・名古屋市のマンションストック
ー昭和40年代のマンション供給の概要についてー
発表者：松山 明(中部大学准教授)

第6分科会

テーマ：超高層マンションの長期修繕計画と大規模修繕工事

趣旨説明 田辺邦男(一般財団法人マンションリ
フォーム技術協会会長・弁護士)

- ・超高層・大規模複合型マンションの課題
ー超高層マンションの経年による計画修繕内容の
特徴と修繕工事費ー
発表者：田辺邦男(一般財団法人マンションリ
フォーム技術協会会長・弁護士)

- ・超高層マンションにおける管理費と修繕積立金の
一考察
発表者：新目孝三(日本マンション管理(株)代表
取締役・マンション管理士)

- ・超高層マンションの大規模修繕工事の内容と特徴
発表者：星川晃二郎(一般財団法人マンションリ
フォーム技術協会)

- ・超高層マンションの外壁を中心とした大規模修繕
工事費用の特徴
発表者：田村日出男((株)ミュー建築代表取締役・
マンション管理士)



第6分科会

第7分科会

テーマ：学会のあり方を考える意見交換会

趣旨説明：折田泰宏(日本マンション学会会長・弁
護士)

講話：マンション学会の経緯と今後の期待

講師：丸山英氣(日本マンション学会元会長)

- ・法人法に基づいて設立された「一般社団法人 日
本マンション学会」の新しい活動

発表者：小林秀樹(日本マンション学会副会長・
千葉大学大学院教授)

富田路易(日本マンション学会常務理事)

- ・法人化の解説とQ & A

富田路易(日本マンション学会常務理事)

- ・新学会の組織と運営

報告者：小林秀樹(日本マンション学会副会長・
千葉大学大学院教授)



第7分科会

4月18日(日)午後12時30分～午後6時

見学会

青木 茂氏(首都大学東京教授)設計のリファイン
された集合住宅「リベラほうしょう」の視察、名古屋・
白壁地区の街並みを散策するものであった。「リベ
ラほうしょう」では、集合住宅の先進事例を視察し、
そこに適用された再生手法と考え方、名古屋の歴史
的資産を有する白壁地区における居住形態としての
マンションの位置づけについて、現地を散策なが
ら考えるものであった。

以上

小さな会の大きなチャレンジ

「境界問題相談センターやまなし」設立

境界問題相談センターやまなし センター長 志村恒房

はじめに

平成22年5月20日、全国で44番目(関東ブロック最後の11番目)の「境界問題相談センターやまなし」を、山梨県弁護士会の協力を得て設立いたしました。

平成22年5月28日、設立記念式典には、河原甲府地方法務局長様をはじめ、多くの皆様のご臨席とご祝辞を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、設立に至るまでに、視察の受け入れや資料等の提供及び助言をいただいた先行会の皆様、そして、研修会でご指導をいただいた講師の先生方にも心から感謝いたしますと共に、この紙面をお借りしましてお礼を申し上げます。

(以下、「境界問題相談センターやまなし」は「センターやまなし」、山梨県土地家屋調査士会は本会と記載する。)

山梨県の紹介

山梨県は、本州のほぼ中央に

位置し、東は東京都と神奈川県、西は長野県と静岡県、南は静岡県、北は長野県と埼玉県に隣接し、山々に囲まれた小さな県(面積4,465平方キロメートル)です。現在、山梨県の人口は、約86.5万人であり、市町村数13市8町6村です。

山梨県が誇るもの

- 1 日本一の山、富士山(標高3,776 m)は、世界の中でも「美しい山」として知られており、現在世界文化遺産への登録を目指しています。
- 2 戦国時代に最強の騎馬軍団を率い、「風林火山」の旗印で名を馳せた武田信玄入道晴信公(号、機山)は、今でも「信玄公」として県民に広く愛されています。
- 3 産業としては、全国で一番日照時間が長い県であることもあり、ぶどう、もも、すももが日本一の生産量を誇っており、古くから行われているワイン醸造も日本屈指の技術により、「甲州ワイン」が世界で

も評価されつつあります。

- 4 最近ではサッカーJリーグ2部に所属するヴァンフォーレ甲府が、16節終了時点で第2位と健闘しています。

「センターやまなし」の概要

このような環境に籍を置く本会は、甲府、富士吉田、都留、峡東、峡南、峡北の6支部からなる会員数142名の「小さな会」です。

「センターやまなし」の役員及び手続実施者(スタッフ)は、運営委員、調査士4名、弁護士2名、センター推進委員5名、受付面談員38名、相談委員調査士16名(調査士登録5年以上)、弁護士2名、調停委員、調査士12名(調査士登録10年以上)、弁護士2名、調査・測量実施員15名(調査士登録5年以上)、鑑定実施者13名(調査士登録5年以上)、筆界特定推進委員7名以上の関与構成委員は47



開所式



志村センター長記念式典挨拶



市川会長懇親会挨拶

名です。(会員数が少ない為、兼員者がおります。)

関与構成員は、全て本会が行う所定の研修会を修了した者です。

事務局は、本会事務職員3名で電話対応と事務処理を行っています。

先行会にはあまり見られないセンター推進委員は、「センターやまなし」を運営するに際して運営委員を補佐するために設置した委員です。

筆界特定委員は、将来「センターやまなし」と甲府地方法務局の筆界特定制度の連携を想定し、設置した委員です。

設立までの経過、経緯と研修

「センターやまなし」設立までの歩みをご報告いたします。

「センターやまなし」の第一歩は、平成18年11月17日、本会会長から、「第1回土地家屋調査士特別研修」課程を修了した10名の認定調査士に対して、「境界問題相談センター設立準備」の会合へ出席の依頼があり、10名の内9名が出席したところからとなります。センターやまなし設立準備委員の選考に関して、意見交換を行いました結果、センターやまなし設立準備委員会の構成を認定調査士6名と、本会副会長に「境界問題相談センター設立準備委員会」との調整役を兼ねて参加していただき、計7名で行うことになりました。(以下、時系列に沿って箇条書きとする。)

・平成18年12月7日

第6回本会の理事会において、前記の7名が本会の委嘱を受けました。

・平成19年1月19日

第1回境界問題相談センター設立準備委員会を開催し、委員長1名、副委員長2名の選出をしました。また、設立予定のセンター名称を「境界問題相談センターやまなし」とすることに決定しました。

・平成19年2月21日

第2回「センターやまなし」設立準備委員会を開催し、「センターやまなし設立及び運営に対する問題点と今後の課題」として次の8項目の検討を行いました。

- 1 本会会員への理解と協力の要請
- 2 設立、運営にかかる予算の確保(平成20年1月22日のセンターやまなし設立準備委員会へ本会経理部長に参加していただきました。)
- 3 受付員、相談委員、調停委員等の人材育成
- 4 山梨県弁護士会へ協力を依頼
- 5 調停室と待合室の設置の検討
- 6 諸規則と諸規程の検討
- 7 事務処理体制の検討
- 8 先行会の実状把握と視察

・平成19年8月11日

長野会から会員研修会への参加依頼があり、センターやまなし準備委員会から3名が出席しました。

大阪会副会長西田寛先生の「ADR業務獲得から見る土地家屋調査士の将来への展望」と題した講義の中で、「運営、設立に対する“人・物・金”について考える」は、センターやまなし設立に際しての重要課題に展望を開くものでした。講義の後、長野会の皆様には貴重なご助言をいただき感謝いたしております。

・平成20年3月7日

「静岡会境界紛争解決センターの視察と研修」を実施しました。

本会会長を含む7名で静岡会を訪問し、静岡会の皆様には、運営と手続きの流れを説明していただき、また、我々が抱いていた質問や疑問に対して、丁寧で親切な分かりやすい回答とご助言をしていただき、誠にありがとうございました。

・平成20年8月8日

「センターやまなし」設立準備委員会を「センターやまなし」設立委員会に昇格

・平成20年9月3日

第1回全会員対象研修会を実施しました。

主題 「土地家屋調査士の将来とADRの必要性」

講師：日本土地家屋調査士会連合会ADRセンター委員
南城正剛先生

本研修では、「裁判外紛争解決制度について」、「土地家屋調査士とADR」、「境界問題相談センターの設立に向けて」、「土地家屋調査士の将来」などテーマごとに分かりやすい講義をしていただきました。

・平成21年3月25日

第2回全会員対象研修会を実施しました。

主題 「ADRの必要性、相談委員、調停委員の役割と千葉会としての取組」

講師：千葉会副会長兼運営委員
高橋順治先生
千葉会センター長
杉山富也先生

本研修では、「ADRで何を目標

すのか」、「境界立ち会いの心理と専門家としての立場」、「調査士型ADRの意義」などのテーマごとの講義をしていただき、また千葉会の現状とセンター運営に関して各委員の心得をご教授していただきました。

・平成21年6月6・7日

平成21年度第1回、第2回・センター関与構成員候補者研修会を実施しました。

講師：白鷗大学 和田直人先生

本研修では、「調査士会ADRの現状と課題」、「ADR手続きの種類」、「ADRの可能性と限界」などのテーマごとに講義をいただきました。

講義の中で、先だって運用開始された愛媛会の現状とセンター運営に対しての課題に関する話も数多くしていただきました。後日、「センターやまなし」設立委員会において、本研修で学んだ事項を検討の上、規則案等を作成することになりました。

愛媛会には、参考資料などを数多く提供していただき誠にありがとうございました。

・平成21年9月3日

「センターやまなし」の運営方法、施設及び設備に関する研修会を実施しました。

講師：白鷗大学 和田直人先生

研修のテーマは、調停室と待合室の確保でした。先行会の報告では、各会とも土地家屋調査士会館に増改築工事等を行って、調整室を設けた上で、運営を行っているとのことでした。しかし、本会ではその増改築工事などの予算は用意できないというのが現状であり、本会会館の内で利用できる部屋も

会議室のみでしたので、それをどのようにして活用して行くかが問題でした。

そこで実際に和田先生に会議室を見ていただき、「別席調停は難しいが、同席調停は問題なく実施できるのではないか」との貴重な意見をいただきました。(その結果、センターやまなしでは全て同席調停を実施することになりました。)

・平成21年12月19・20日

平成21年度第3回、第4回、「センターやまなし」関与構成員候補者研修会を実施しました。

講師：白鷗大学 和田直人先生

本研修では、「調停手続き実施の基本理論」、「調停手続き実施までのプロセス」を主要テーマにして講義していただき、実際に調停ロールプレイも行いました。

和田先生の講義の中では「境界問題が起きた原因が何であるか」、「当事者の言動により当事者の内に秘められた本当の原因を探し出して解決の手伝いをする事の難しさ」を改めて認識しました。

・平成21年12月22日

山梨県弁護士会と「境界問題相談センターやまなしの運営に関する協定書」の調印式を行いました。

・平成22年3月27・28日

平成21年度第5回、第6回、「センターやまなし」関与構成委員候補者研修会を実施しました。

講師：白鷗大学 和田直人先生

本研修では、受付面談と調停のロールプレイを行いました。

手続きの流れを、「はじめの挨拶」・「傾聴」・「課題の設定」・「選択肢の

開発」・「意志決定」の各段階に分け、それをロールプレイすることで手続きの流れを勉強しました。

受付面談の回では、事案の聞き取り方法、事案の振り分け方法、事案について法的助言を一切しないことといった実務内容についても学び、調停の回では、調停とは当事者同士の意志決定と合意点を見いだす手伝いを行うことで、法的判断で解決案を出すのではなく、あくまでも和解の成立を目指すという点でこれまで経験したことのない難しさを改めて感じました。

・平成22年5月20日

「境界問題相談センターやまなし」開所式を開催しました。

山梨県弁護士会から信田会長、相談委員兼調停委員の平嶋先生、八巻先生、本会からは会長及び副会長、センターやまなし設立委員8名の計14名が出席して挙行されました。

・平成22年5月28日

「境界問題相談センターやまなし」設立記念式典及び祝賀会を開催しました。

・平成22年6月1日

「境界問題相談センターやまなし」業務を開始いたしました。

設立記念式典について

山梨会の設立記念式典は予算の効率化を図るため、平成22年度第63回定時総会、土地家屋調査士制度制定60周年式典と合同開催をいたしました。ご来賓の皆様には、「センターやまなし」に期待

するとのご祝辞を多数賜り、改めて「センターやまなし」が果たす役割の大きさを感じ、身の引き締まる思いがいたしました。

境界問題相談センターやまなしの特色

「センターやまなし」の特色は「多彩な事業内容」にあります。

センター事業の中核をなすのは「受付面談手続」「相談手続」「調停手続」ですが、これ以外に「センターやまなし」では「筆界特定制度の推進に関する事業」、「土地境界に関する裁判手続等への協力事業」、「筆界確定訴訟及び土地の所有権・賃借権・地上権等の境界に関する訴訟等における弁護士等の立証活動等への協力事業」、「筆界特定制度及び裁判手続並びに他の民間紛争解決機関との効果的な連携協力に必要な事業」等も事業目的としています。(センター規則第4条)

これらの事業をセンターで行うことにより、本会が行う土地境界に関する民事紛争の解決手続に関連する事業の実施機関及びこれらの関与構成員の統制機関をセンター内に集約しました。

この様なセンター形態にした理由は、2つあります。

第1に「土地の境界に関する問題は土地家屋調査士に」という思いに基づいています。調査士の活用を推進し、土地境界の専門家であることを世間にアピールすると共に、調査士が活動し易い環境を整備することを組織的にバックアップするためです。

第2に、センターやまなしの利用停滞による活動へのモチベー

ションの低下を防ぐためです。先行会のセンターの処理状況を観察しますと、調停業務の処理件数は伸び悩んでいるように思われます。先行都道府県の人口や法14条地区の整備状況等の状況を当県に当てはめると、需要がほとんどないという懸念もあるため、他の関連事業をセンターで積極的に行うことでセンター自体の利用率を高めるように考えました。

次に「相談」及び「調停」以外の主な事業の概要をご紹介します。

①筆界特定制度の推進に関する事業

センターで扱うことができるのは私法上の境界(所有権界、占有界)のみです。しかし、土地の境界に関する紛争は、その私法上の境界だけではなく、公法上の境界(筆界)に関するものもあります。そこで必要となってくるのが筆界特定制度との連携です。当センターではセンター設立準備中から、法務省と日本土地家屋調査士連合会との間で「筆界特定制度」と「土地家屋調査士ADR」との連携に関する検討が行われているとの話を聞いており、将来を見据え、筆界特定制度の推進に関する事業を行うことを決め、センター内に「筆界特定推進委員会」を設置しました。

②「筆界確定訴訟及び土地の所有権・賃借権・地上権等の境界に関する訴訟等における弁護士等の立証活動等への協力事業」

弁護士等が代理する筆界確定訴訟等に関し、必要な資料の調査・収集及び現地の調査・測量作業に土地家屋調査士がその専門性を発揮することの必要性があると考えられるからです。具体的な活動としては、山梨県弁護士会に「土地境界

問題を扱う際の、土地家屋調査士の活用」を要請し、当該事業に協力する会員名簿を作成し提供したいと思っています。

この事業のもう1つの目的は、認定土地家屋調査士の活用の推進です。認定土地家屋調査士がセンターにおいて代理業務を行うには弁護士との共同受任が要件とされているため、受任者間の信頼関係の構築を促進し、受任し易い環境を整える必要があると考えます。

今後の課題について

平成19年1月19日の第1回境界問題相談センター設立準備委員会の開催から、約3年4か月の間、試行錯誤を繰り返しながらも、設立委員各々の研鑽と努力の結果、「センターやまなし」を開所することができました。

今後の運営の継続には以下の2点が重要課題になると思われます。

まず、関与構成員などの後継者の育成です。そのためには、研修会、勉強会を数多く開催し、本会会員自身それぞれの能力の向上が必須です。それを踏まえ、認定調査士の修了者数を現在の29名からを少なくとも50名程度にすることを目指しています。

もう一つ、冒頭でも述べたように、本会は「小さな会」であって、資金が豊かとはいえません。そのなかで「センターやまなし」の予算確保と効率の良い事業運営を進めていくこともこれからの大きな課題です。

しかし、運用を開始した現在、なによりも必要なことは、多くの県民の皆様に「センターやまなし」の存在を知ってもらい、それぞれの

抱えている問題の解決に利用していただくことです。そのためには、様々な媒体を活用しての広報及び宣伝活動が必要であると考えます。

また、「センターやまなし」では、前述しましたように「面談・相談・調停」の業務以外にも「筆界特定に関する事業」「弁護士等の立証活動等への協力事業」など、先行会では行われていない事業を展開することになりました。これにはまだ未知の部分が多く、土地家屋調査士の新たな活躍の場になる可能性を秘める一方、何かしらの弊害を生じる可能性があることも否めません。この点に関しては、これからの活動を通し、逐次改善していく所存であります。

開設してから現在までに20件の問い合わせがあり、その回答により「センターやまなし」を利用した受付面談が6件ありました。この結果を見ますと、現時点では、まずまずのスタートがきれたと感じております。「センターやまなし」を利用し、問題が解決できて良かった。」と県民の皆様にいわれるような運営を目指し、鋭意努力、一路邁進していく所存です。

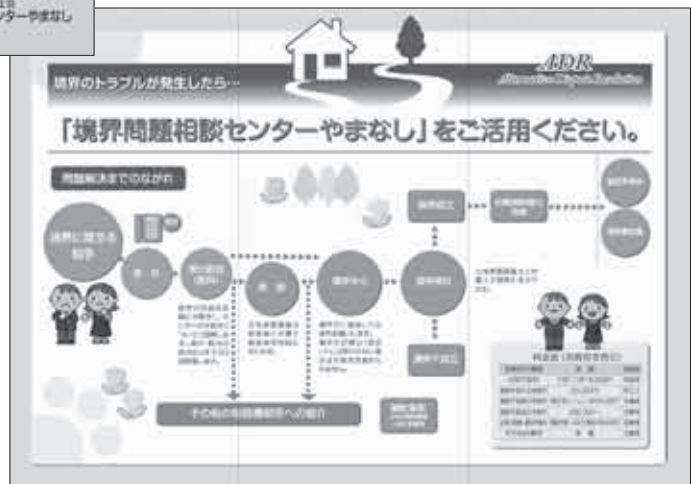
最後に、「センターやまなし」設立に際し、ご理解と多大な協力をいただきました皆様に、この紙面をお借りして心より御礼申し上げます。これからもより一層のご指導ご鞭撻を賜り、ご支援ご協力をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。



山梨日日新聞提供



ADRパンフー表



ADRパンフー中

広報最前線

長野

今年土地家屋調査士制度制定60周年、長野県松本市は制度制定発祥の地です。長野会のホームページの「調査士制度発祥の地」には平成6年10月3日、松本市で制度の創設に貢献された先輩諸士の功績を称え記念碑を建立し、全国より二千余名の土地家屋調査士が集まり全国大会を行った時の「全国土地家屋調査士 松本宣言」と三浦福好元日調連会長の式辞が掲載してあります。松本宣言は力強く、また式辞は16年も前とは思えない60周年を迎える言葉としても通用する普遍の説得力を感じさせるもので、何度も読ませて頂いています。

さて、長野会広報活動事業は近年、「1 会報の編集・発行」、「2 ホームページの充実」、「3 制度啓蒙・広報活動の実施」の3項目が定着しました。昨年度はADRを視野に「4 無料登記相談会の実施」を加えました。また22年度事業計画では宮下会長の情熱に押され、「5 情報の収集及び参考図書の編集発行」を加えています。項目では短いですが各事業にそこそこボリュームがあるので、委員会の設置、支部組織の協力を得ながら事業を行っています。この度、掲載の機会をいただきましたので順次ご紹介させていただきます。

1 会報の編集・発行について

「会報ながの」は約50ページ前後の現状報告、寄稿、連絡を載せた内部広報誌です。春夏秋冬年間4回の発行で、冬号は新年号と呼び新年号1月、春号4月、夏号7月、秋号10月の、おおよそ中旬頃に会員へ発送しています。運営は4人体制の会報編集委員会にて初回だけ集合し編集作業を行い、2回行う校正作業はメールで済ませています。今年の春号が第178号となり、昨年長野会ホームページリニューアルの際より公開を始め、現在、バックナンバー174号から5冊分を公開しています。

2 ホームページの充実について

昨年9月にホームページ(<http://nlb.or.jp>)のリニューアルを行いました。

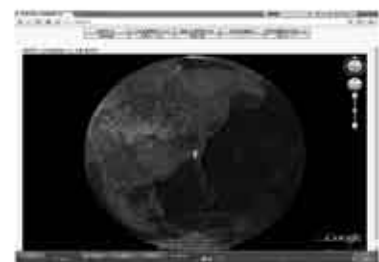
長野会はITに長けた人材に恵まれ、IT委員会を組織するその3名の委員により全部のページが自前で作成されています。トップページでは「境界問題解決支援センター長野」、「会報ながの」、「南牧村世界測地系第Ⅷ系測量原点」のページを地籍学、測量学の学習の場として作成、「会員情報」にはこの6月1日よりグーグルアース、マップによる会員事務所の位置情報を掲載しました。市民サービスのほか災害対策の会員間の連絡網にも役立たせたいと考えたものです。中央には数々のコンクールで入選され、平成7年から2期本学会会長をされた太田正人先生の四季折々の信濃の風景をアルバムとしてレギュラーアップさせていただ



平成22年春号「会報ながの」
第178号表紙



長野会ホームページの表紙



グーグルアースによる会員情報

け、次々と色どりが変わるので有り難い一言です。そして「制度発祥の地」と、一般来場者を期待し、目を意識して構成しています。

会員フォーラムへは会員専用パスワードが必要ですが、官公庁のリアルタイムな情報と本会、各部・委員会からの連絡、活動報告は、ブログ形式で担当を決め随時書き込みできるようにして情報発信を行っています。現在、インターネット普及率は8割ですが、全会員がテレビ新聞のごとく1日1度は簡単に目を通したくなるようなページ作りを目指しています。

3 制度啓蒙・広報活動の実施について

①世界測地系第Ⅷ系原点標識設置事業

昨年、土地家屋調査士により南牧村野辺山に世界測地系第Ⅷ系測量原点標識、一級基準点を設置し、制度制定60周年記念事業と位置づけ、8月7日、8日に主催南牧村、本会、長野県公嘱協会共催にて記念式典を行いました。国土地理院松村関東地方測量部長、松岡連合会会長をはじめ全国より大勢の御役職各位のご出席を頂き盛大な催しとなりました。ハヶ岳の麓、野辺山は軽井沢と共に風光明媚、避暑地としても名高い地で、国立天文台野辺山宇宙電波観測所の直径45mのパラボラアンテナが空に向いている姿を見ているとエヴァンゲリオンにまで話は発展してしまいそうですが、調査士職域の範疇で地籍学、測量学の学習の動機付けとして継続し発展させて行きたいと考えています。



くす玉でのオープニング、左から松岡会長、南牧村菊池村長、松村関東地方測量部長

②佐久長聖中学校調査士会館招待事業

この事業は平成22年で7年目となりました。佐久長聖中学校が行っている裁判所見学、模擬裁判体験学習のあとに招待しているもので、裁判所が会館前にあるので歩いて移動して来ます。8年前、中学生が裁判所前に沢山降りているところを当時の会長、事務局長が見て、うちにも来ればいいねえと話していたところ、居合わせた公嘱協会役員のお子様がちょうどその学校に在籍し、本人もPTA会長だったので、学校に申し入れトントン拍子にお話しが進み、その偶然が現在定着している事業となっています。その様子は広報担当の上島副会長の報告が6月号(No.642)に掲載されているので割愛いたします。

招待側として全4日間体験しましたが、全日生徒も先生も真剣に聞きいってくれるので、こちら調査士講師(副会長、公嘱協会役員)もいつもの叔父様達を前に、とは違う中学生を前に熱弁、「上手い、これは行ける」一校だけではもったいないと思い、また仕事を増やすと言われそうですが、今年は他

の学校にも当事業を紹介し、土地家屋調査士の仕事を紹介するため今まで毎回事務局でコピーをして使ってきていた教材「ようこそ土地家屋調査士会へ」(全7ページ)を冊子にすることとしました。

4 無料登記相談会の実施について

かねてより計画をしていた自前の無料相談会の実施ができました。この無料相談会の名称はあえて「土地家屋調査士の行う無料相談会」とし、土地家屋調査士主体の相談会であること、土地家屋調査士という名前を見てどれだけの相談者が訪れるのか、市民への資格の知名度、理解度を確認してみたかったのもその名の由来です。

また、土地家屋調査士を求めやってくる相談者に対し、この場限りではないしっかりした方向性を示してあげることにより、安堵して帰ることができるような優しい相談会でありたいと意識をしました。土地家屋でイメージする相談は多様であることも予想され、業務範囲を超えるような相談の場合には各専門職士業、団体をお願いすることも考えて、事前に協力依頼を行いました。病院では受付の問診でおおよそ適切な



長野市会場のつかの間の一時。パーティションで相談室を3か所設け、1人30分で3時間半フル回転でした。

振り分けを行っている様に相談内容の振り分けも今回の重要なテーマとしました。

結果、予想を遙かに超える相談者が来られたことは、「土地家屋調査士さん」を待っていた方々が沢山居られたことが判り、スタッフ皆が大きな手応えを感じた成果となりました。長野会は昨年12月18日にADRセンターの認証を受けましたが、この相談会の命名、手法等、認証まで漕ぎ着けたADRセンター運営委員のアドバイスが結果になったものと思います。今後、全会員が関わり、資格の連帯感、業務の充足感を共有できる継続事業として計画をしたいと考えています。

5 情報の収集及び参考図書の編集発行について

我々を取り巻く環境は様々な情報が飛び交い、振り回され、じつくりと自分たちの業務の姿を見れなくなっている様に感じています。それにより知識経験の引き出しを沢山持っている先輩調査士が次々と身を引いていき、体力勝負、安値競争、土日も奔走、ご用聞き、まるで激安競争の商売をさせられている様にも感じます。

信濃 中濃信版

土地家屋調査士の行う 無料相談会
土地の権利に関するトラブルや悩み、土地建物に関する登記簿で困っていることはあはれまさんの「長野県土地家屋調査士会の主催で無料相談会を行います。」

松本市役所本庁舎 1階 相談室
2月18日(木) 受付時間 PM1:00~PM4:00

飯田市民館 展示4号室
3月6日(土) 受付時間 PM1:00~PM4:00

※お申し込みは下記に予約ください。ご参加されることはお断りできません。
予約受付時間 AM11:00~15:00、PM1:00~PM3:00

予約問い合わせ **長野県土地家屋調査士会**
TEL026-232-4566

ADR認定取得 長野県で第1号

信濃毎日新聞に掲載した広告です。



「ようこそ土地家屋調査士会へ」表紙

地域主権戦略会議仕分け結果「国の出先機関の原則廃止」において不動産登記事務は地方移管、本当にそれで良いのか、今こそ土地家屋調査士が一体となって考え、松岡会長をサポートできるよう、また現場では依頼者、関係者に我が業務を説明するにあたり、社会的貢献性、必要性を認識し、自分の存在をきちんと説明できることが必要だと思います。

概念的にただ何となく解ったような、解りにくいような表現ではなく「国土は有形、有限の大切な財産であり経済の根幹である」を原点に土地家屋調査士制度の必要性、国家資格でなければならない生い立ちを繰り返し確認できるようなバイブル的なものにたどり着ければいいなあと平成22年度新規事業に加えました。

まずは先にも紹介した中学生向けの土地家屋調査士業務の紹介冊子「ようこそ土地家屋調査士会へ」の作成に取り組んでいます。

・終わりに

佐久長聖中学校の生徒達に講義終了にあたり、「君たちが二十歳

ぐらいになり自分の仕事を何にしようか、何になるか、と考えたとき、選択肢の1つにそういえばあの時「土地家屋調査士」という仕事があったなあと思い出して貰えれば嬉しいです。また、家計の税金にも大きく関与する仕事で、測量があるので男性の仕事と思われるかもしれませんがいろいろな分野があり、今や女子の活躍が期待できる仕事なんですよ。」と挨拶をしました。

「継続は力なり」こつこつとトレーニングを重ね、「全国土地家屋調査士松本宣言」の先輩の総意を引継ぎ、1人1人の職務の自覚が社会貢献性のある資格評価を受けることが、生活の安定に繋がると考えています。全国の調査士会の皆様と気持ちを共有し、一体となって土地家屋調査士の形を広報できるよう、第VIII系よりアンテナを張っていますので宜しく願いいたします。

松本記

広報スタッフ 広報担当上島副会長
部員 松本(部長)、北沢(編集委員会担当)、伊藤(IT委員会担当)

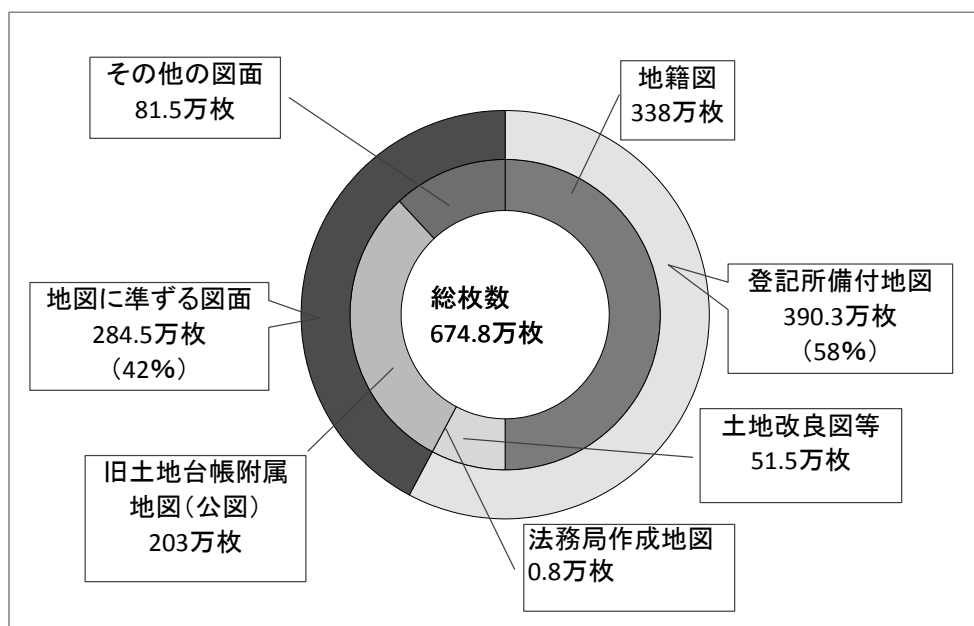
一部改正された国土調査促進特別措置法及び 国土調査法の私たちの対応

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

平成22年4月21日(水)午後4時から土地家屋調査士会館3階において、国土交通省 土地・水資源局 国土調査課 藤田昌邦企画官をお招きして、3月31日に成立した国土調査法及び関連法案に関する解説、国土調査関係の予算の概要、国土調査事業の現状と今後の進捗等についてご講演いただいた。国土調査事業の基本調査に基準点測量以外の国の役割が大きく拡大され、今後の私たちの業務に大きく影響すると思われる。

登記所備付地図の現状について

平成21年4月1日現在



地図の総枚数については、平成21年4月現在で674.8万枚であり、その内訳として大きく分けると、登記所備付地図として390.3万枚(58%)、地図に準ずる図面として284.5万枚(42%)という状況である。登記所備付地図のうち地籍調査の成果としての地籍図が338万枚、土地改良図等 51.5万枚となっている。これらは、国土調査法に基づく19条5項指定という形で法務局へ送付されている。

地図を取り巻く状況としては、登記所備付地図のほとんどが国土調査の成果によって作成されていることが分かる。国土調査法の目指すところは、法務省の地図を作ることが目的ではなく、国土の利用、

開発保全、また、地籍の明確化のために調査であるが、その成果が、法務省の地図作成に役立つことから、その成果を送付するといった規定が国土調査法の中に位置付けられている。不動産登記法第14条第1項では「登記所には地図を備え付けるものとする」と規定されているが、国土調査事業に関して、「不動産登記法第14条第1項の地図を作るための作業である」と説明した場合、「それは国直轄事業でお願いします」と市町村から意見が出てくるのが想定されるので、若干、便法的ではあるがこのような法理論の構成がなされていると思われる。

地籍調査の現状 (全国の実施状況と市町村の対応について)

地籍調査実施状況(全国)

		対象面積 (km ²)	実績面積 (km ²)	進捗率(%)
DID		12,255	2,583	21
非 D I D	宅地	17,793	9,099	51
	農用地等	72,058	51,414	71
	林地	184,094	76,957	42
合計		286,200	140,053	49

※対象面積は、全国土面積(377,880km²)から国有林及び公有水面等を除いた面積である。

市町村の地籍調査着手状況

	市町村数	比率
地籍調査着手市町村(A+B+C)	1483	84%
全域完了市町村(A)	(428)	(24%)
調査実施中の市町村(B)	(724)	(41%)
休止中の市町村(C)	(331)	(19%)
地籍調査未着手の市町村	283	16%
合計(全市町村)	1766	100%

地籍調査の着手状況については、「着手」が84%、「未着手」が16%になっているが、この未着手については、「休止中」の市町村が計上されていない。実質的には、1,700位ある市町村の約1/3の600位の市町村で、必要な地籍調査が実施されていない現状にある。この点については、国土交通大臣はかなり問題視しており、参議院の法案審議終了後、大臣名で「未着手・休止」市町村に対して地籍調査を実施するよう依頼文書に自筆でサインをされ、331+283の市町村の長宛に発出された。私たち土地家屋調査士も「未着手・休止」の解消を目指し、市町村等への説明等することによって新たな業務獲得につながるのではないかと考えられる。

地籍調査実施にあたっての問題点として、藤田企画官から土地所有者アンケート集計結果では、「一般の方々、土地境界が明確でないと不安を感じるが、自分の土地では問題がないと認識している。また、登記所にある自分の土地の情報についてその実態を知らないケースが多く、地籍調査が実施されているか認識していない人が多い」との報告があった。

平成22年度国土調査関係予算の概要について

今回の法律の改正によって、平成22年度を初年度とする「第6次国土調査事業十箇年計画」を策定す

るとともに、同計画の対象となる国土調査事業の基本調査の範囲を拡大し、また、地方自治体の負担軽減を目的に一定の法人への事業の委託ができるよう措置を講じるもので、新たに4つの事業が創設され予算措置がなされた。直接、私たちに関係するものとして、次の3つである。

1 都市部官民境界基本調査の創設

土地取引が多く資産価値の高い都市部は、早急に地籍調査を実施すべきであるが、調査の実施が難しく、進捗が非常に遅れているため、比較的簡易に一定の効果を得ることができる調査手法として、地籍調査に先行した官民境界情報を整備することを促進するために基礎的な情報を国が整備し、都市部の地籍整備の推進を図る。

2 地籍整備促進調査(都市再生街づくり支援調査)の創設

都市部において遅れている地籍整備の促進による街づくりを支援するため、民間事業者等が実施する境界情報整備の経費に対する新たな補助制度を創設した。

3 山村境界基本調査の創設

山村部においては、地元の古老など境界について詳しいものが存在するうちに境界情報を保全し、土地の境界に詳しい者の踏査によって境界情報を保全するとともに、その境界情報の管理、測量のための設置等を国が実施する。

〈法律改正の概要〉

今回の国土調査法の一部改正では、国土調査の実施の委託に関するものである。これまで、国の機関が行う場合には、都道府県に、都道府県が行う場合には、市町村または土地改良区に、市町村が行う場合には、土地改良区へ国土調査の実施を委託することとされてきたが、今回の改正によって委託可能な範囲が、国土調査を適切かつ確実に実施することができることと認められる一定の要件を満たした法人に拡大したことにある。これによって、都道府県または市町村は一定の要件を満たす法人に国土調査にかかる調査、測量、地図簿冊作成などを委託することが可能になった。また、この要件を満たす法人には、法律案審議の際にも土地家屋調査士業務の専門知識の活用が期待されていることから、私たちは、積極

的に参画する必要がある。

国土調査促進特別措置法の改正点は、平成22年度を初年度とする「第6次国土調査事業十箇年計画の策定」と「基本調査の範囲拡大」である。「第6次国土調査事業十箇年計画の策定」によって、地籍調査負担金の113億円の執行が可能になり、十箇年計画に基づき、計画的かつ効果的に調査が推進される。また、「基本調査の範囲拡大」によって、これまで十箇年計画に位置付けて実施してきた基本調査を基準

点測量以外の測量に範囲が拡大された。これによって、都市部における「官民境界基本調査」、山村部における「山村境界基本調査」が基本調査として実施されることになった。

藤田企画官から本法を含む改正は実に50年ぶりとの話をいただき、国土交通省の地籍調査事業の促進に関する意欲と、事業推進にあたって私たち土地家屋調査士に対する期待度の高さを感じた。

以上

●国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律案

〈日切れ扱い、予算関連法律案〉

国土調査を一層促進するため、平成21年度末にその期限を迎える現行の国土調査事業十箇年計画に引き続き、内閣において平成22年度を初年度とする計画を策定することとともに、同計画の対象となる国土調査事業に、地籍調査の基礎とすために行う土地及び水面の測量を追加するほか、都道府県又は市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査に係る調査、測量等を委託することができることとする等の措置を講ずる。

施策の背景

平成20年度末における地籍調査の進捗率は、全国で48%
(うち都市部は20%、山村部は41%と低位)

地籍調査を実施していない場合の弊害

- 土地の境界が不明確であり、土地取引等におけるリスクが発生
- 境界確認に時間と費用を要し、都市再生等のまちづくりに支障
- 判別できなくなった境界確認から始めるため、災害復旧に遅れ
- 行政機関による公共用地の適正管理に支障
- 地積が不明確であり、課税の公平性の確保に課題
- 山村の境界が不明確なことにより、適正な森林施業等に支障



都市再生に支障が生じた例

六本木の再開発では、境界確認に4年の年月と、1億円の追加経費を要した



土地の境界をめぐる隣人トラブルに発展する例も

国と地方の一層の適切な役割分担の下、民間の力を活用しつつ
地籍調査の円滑かつ着実な実施を図る

概要

国土調査促進特別措置法の一部改正

○第6次国土調査事業十箇年計画の策定

国土全域での調査の進捗を図るため、平成22年度以降の十箇年の計画を策定し全国統一的な見地等からの目標を設定

十箇年計画に基づき、計画的かつ効果的に調査を推進

○基本調査の範囲拡大

十箇年計画に位置付けて実施する基本調査を基準点測量以外の測量にも拡大

都市部において、官民境界情報の整備を促進するための基礎的な調査を実施

山村部の境界情報を保全するための基礎的な調査を実施

国土調査法の一部改正

○民間による国土調査の実施

都道府県・市町村

↓ 国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

一定の要件を満たす法人

都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国土調査に係る調査、測量等を委託することを可能とする

財政状況、行政需要の多様化等により、市町村等において地籍調査の大幅な進捗を図ることが困難な現状において、民間の活力を導入し実施体制を強化することで、市町村の負担を軽減し調査面積の拡大を図る

京都土地家屋調査士会事務局

南北に細長い形の京都府は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして、気候が日本海型と内陸型に分かれます。

北の丹後の海岸線は、変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれ、若狭湾西部の舞鶴港は、古来より北前船の寄港地として知られ、明治時代以降は軍港としても飛躍的に発展、現在は海上自衛隊舞鶴地方総監部が鎮座する港として、また、中国、韓国、ロシアなど対岸諸国への航路をもつ貿易港として発展しています。

また、中丹地域から中部地域は大部分が山地で、丹波山地を源に桂川水系に別れ、その流域には、かつて明智光秀が治めていた亀岡、福知山盆地のほか小盆地が点在し、亀岡盆地から流れる保津川はトロッキ電車が渓谷沿いを走り、観光船の川下りもある風光明媚な地域です。

京都・乙訓、南部の山城中部・相楽地域は桂川、宇治川、木津川の三川合流を要に京都(山城)盆地が広がり、八幡市を流れる木津川には、時代劇によく登場する流れ橋が架かっており、当時を忍ばせる



事務室



会議室兼研修会場

光景が人々の眼を休ませています。京都市内についてはよく知られている由、本誌では割愛させていただきますが、宇治市の平等院をはじめ、京都市内には世界遺産として合計17箇所が指定されています。梅雨が明け、蒸し暑くなる7月の京の町は祇園祭一色です。

さて、京都土地家屋調査士会館は京都駅から地下鉄利用で約25分。京都市内、田の字地区の中央、京都御苑の南側に位置し、西に京都地方裁判所、京都弁護士会、京都司法書士会が点在する法曹街となっております。

旧会館老朽化に伴い、平成19年春、京都境界問題解決支援センター設立と共に、外観は京町家風の4階建てに建替えられました。1階は駐車場、2階に事務室・調停室・相談室等、3階は京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局と資料室・倉庫、4階は会議室兼研修会場として利用しております。

京都三大祭りである春の葵祭や秋の時代祭の行列が間近で見られ、夏には会館の屋上から大文字の送り火が展望できる『歴史と文化』の匂いいっぱい環境の元に立地いたしております。

会員数は、1年前(H21.6.1)に比べ10名増加し、10支部構成で309名、5法人、その半数以上の会員が京都市内に集中しており、女性会員は18名、また、会員の平均年齢は53.2才で、事務局老若4名の女性職員で対応しております。

結びに際し、京都会事務局4名は円滑な会務処理に心がけ、健康で朗らかに、全員協力して執務に励んでいきたいと思っております。



会館全景

京都土地家屋調査士会

〒604-0984

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

TEL : 075-221-5520 FAX : 075-251-0520

URL : <http://www.chosashi-kyoto.or.jp/>

MAIL : mail@chosashi-kyoto.or.jp

福島県土地家屋調査士会事務局

福島会では、3名の職員で全ての事務を取り仕切っています。その内2名は、今年3月31日で定年となった職員の代わりに1月4日から新しく採用された職員です。新体制となった事務局は、山田職員を中心に、右も左も分からない深堀、佐藤の両職員が、柴山会長指導のもとに心ひとつに丸となって、県内6支部300名余の会員のために、日々業務に奮闘しているところです。



写真(深堀職員・山田職員・佐藤職員)

会の役員と事務局との関係では、役員が常勤でないために、日頃の事務局の執務内容や苦労している状況が直接見えにくいことがあります。そのため、当会では会長方針として正副会長会議の折には、30分程度の時間をとって事務局との打ち合わせを行い意思の疎通を図って、少しでも働きやすい職場になるように心がけています。しかし、事務局という立場から、役員や職場への不満などもなかなか直接言いにくいこともあるのではないかと思います。シリーズで全国各会の事務局を紹介するこの企画を機会に、同じ思いで頑張っている事務局同士で情報交換をすることも考えてみては如何でしょうか。(勿論、情報交換の内容については役員に内緒で…)



- 1階：駐車場、玄関
- 2階：事務室・会長室兼応接室、ADRセンター
- 3階：会議室

H10.12会館新築(鉄骨造陸屋根3階建)

福島県は、13,782平方キロメートルの県土面積を持ち、北海道・岩手県に次いで全国第3位の広さを誇っています。反面、知名度は低く、人間性は口数が少なく控えめで、テレビドラマで人気があった山形の“おしん”のようなイメージかも知れません。(でも最近では?)また、風土的には、大きく三つの地域に分けられ、太平洋に面した温暖な気候の浜通り地方、東北新幹線の沿線上の中通り地方、古くからの歴史と伝統のある酒処として有名な会津地方があり、それぞれに独特の地域性を持っています。東北の最南端に位置し、東北自動車道・常磐自動車道・磐越自動車道といった高速交通網が整備され、県土の中央を走るJR東北新幹線を使えば、福島から首都圏まで100分程度で行くことができ、非常に交通の便が良いところです。観光では、吾妻連峰や会津磐梯山といった名峰をはじめ、有名な尾瀬ヶ原、水質日本一の猪苗代湖、コバルトブルーの神秘的な五色沼、県内のいたるところで湧き出している温泉など、豊かな自然に囲まれ、沢山の観光客が訪れます。

また、もも、なし、りんご、サクランボといった果物の名産地でもあり、花が咲く春先には、“福島に桃源郷あり”と称されるほど綺麗な花が咲き乱れ、多くの写真家がシャッターチャンスを狙ってやってきます。

全国の皆さん、こんな福島に是非一度おでかけください。勿論、平日に調査士会館に足を運んでいただければ、事務局の優しい笑顔と美味しいお茶でお迎えいたします。



福島県土地家屋調査士会
〒960-8131
福島県福島市北五老内町4番22号
TEL：024-534-7829 FAX：024-535-7617
URL：http://www.fksimaty.or.jp/
MAIL：info@fksimaty.or.jp

会長 レポート

5月17日～6月15日

Report

5月17日

大阪法務局訪問

中井治議員在職30周年祝賀会

午後 私の地元局である大阪法務局に石井寛明局長、田村隆平総務部長、小宮山秀史民事行政部長を訪ね、挨拶をさせていただいた。石井局長は筆界特定制度の創設時からご尽力いただいた方であり、小宮山部長は法務本省ご在勤中は不動産登記法の改正、土地家屋調査士法改正の立法作業担当者としてご尽力いただいた方。大阪局では地図混乱地域の多い近畿各地の地図整備にも手腕を発揮いただけると、土地家屋調査士サイドの期待も高いが、管内の表示登記の現状や地図整備について意見交換させていただいた。

夕刻、東京都内のホテルで拉致問題担当大臣、国家公安委員会委員長であり、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟顧問でもいらっしゃる中井治・衆議院議員の「議員在職30周年を祝う会」が開催され出席の上、祝意を表させていただいた。中井大臣は議員連盟発足直後に組成された同党『地籍調査・登記所備付地図整備の促進策に関するプロジェクトチーム』の座長として滋賀県等の地図混乱地域の現地調査やヒアリングを精力的に実施され、提言書を取りまとめられた方でもあり、併せてお礼を申し上げた。

19日

第4回正副会長会議

日本測量協会理事会

自民党調査士議員連盟

福島へ移動

新年度になって第4回となる正副会長会議を開催。定時総会に関する協議のほか、内閣府・地域主権戦略会議における国の出先機関の原則廃止の議論についての対応を協議。

24日に開催される予定の地域主権戦略会議によるヒアリングのライブ中継を注視することとした。

午後 東京ドームホテルで開催の日本測量協会

(村井俊治会長)理事会に出席。近日開催の日本測量協会定時総会への上程議案等について協議。

夕刻 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹部役員との意見交換会に出席。高村正彦会長、塩崎泰久幹事長、世耕弘成事務局長、保岡興治名誉顧問の各氏と土地家屋調査士に関する現下の課題等について意見交換。各副会長、瀬口専務・竹谷常務のほか、待野貞雄・全調政連会長、鈴木洋美・全公連会長が同席。

夜、翌日開催される福島会定時総会の開催地が会津若松市のため、交通の便を考えてとりあえず東北新幹線で郡山市まで移動。

20日

福島会定時総会

東北ブロック協議会会長を兼ねる柴山武氏が率いる福島県土地家屋調査士会の定時総会に出席し、祝辞を述べるとともに連合会長表彰状、感謝状をお渡しさせていただいた。定時総会では活発な意見が出され盛会。夕刻、羽田空港経由で長崎に移動。

21日

長崎会総会

京都会記念式典及びADR認証祝賀会

午前10時から開催の長崎県土地家屋調査士会(相沢治典会長)の平成22年度定時総会に出席、祝辞を述べるとともに連合会長表彰状をお渡しさせていただいた。

午後 京都に移動。京都土地家屋調査士会では4月1日に「境界問題相談センターきょうと」がADR法に基づく法務大臣認証を取得したことから、平成22年度定時総会、土地家屋調査士制度制定60周年記念式典、ADR認証取得記念祝賀会を同日開催され、招待を頂き出席。短い時間であったが、土地家屋調査士制度60年の歩みと、土地家屋調査士会ADRの歴史的経過をお話しさせていただいた。伊吹文明・元文部科学大臣、竹内譲公明党法務部門委員長ほか、国会議員の先生方も多数出席されて盛会だった。

22日

熊本会 第58回定時総会

午前10時30分から熊本県土地家屋調査士会(西龍一郎会長)の定時総会が熊本市内にある県民劇場で開催され出席。宮平進・熊本地方法務局長、自由民主党土地家屋調査士議員連盟顧問の野田毅衆議院議員、木村仁衆議院議員他多数のご来賓の出席を頂き盛会裏に行われた。

24日

内閣府地域主権戦略会議ヒアリング

内閣府・地域主権戦略会議による関係省庁へのヒアリング会が進行しているが、この日は法務省に対する法務局・地方法務局の地域移管についてのヒアリングが行われた。インターネットでライブ中継されており、議論を文字どおり「注視」。

委員からの質問は登記簿謄本の交付の手間や費用など、専ら乙号事務ばかりが議論され、中核事務である登記原因の発生～申請～審査・調査～登記(記入・校合・決裁)にいたる甲号事務の意義や内容及び登記事務に携わる者の養成課程、オンライン登記申請におけるセキュリティの確保策など、登記事務の中核システムについてはほとんど話題にもならず、登記事務の核心を論ずることのないまま戦略会議の議論が進行することに違和感と強い懸念を感じた。

26日

大阪会 定時総会

私の所属会である大阪土地家屋調査士会の第70回定時総会が中之島中央公会堂で開催され出席。全国初の女性会長でもある横山慶子氏が会長に就任以来初めて迎える総会だが、活発な意見が出される中、スムーズに進行。上程された全議案を可決承認。

27日

日本測量協会

定時総会・懇談会

午前 日本測量協会関西支部の広報委員会に出席。

午後 連合会事務局で瀬口専務ほかのみなさんと

会務打ち合わせの後、都内のホテルで開催された日本測量協会の定時総会と懇談会に出席。日調連のシンポジウムにもご参加いただいている国土建設学院の上條勝也学院長が議長となって議案が審議された。いつものことながら超スムーズに進行される日本測量協会の総会に感嘆。懇談会では小牧和雄国土地理院院長はじめ出席の方々に挨拶させていただいた。

28日

香川会 定時総会

香川県土地家屋調査士会(森和夫会長)の平成22年度定時総会が高松市内の会議場で開催され出席。昨年の日調連ゴルフ大会を開催していただく等、同会の皆様には連合会務にご尽力いただき、あいさつの中でお礼を申し上げた。

29日

高知会 定時総会

午前の列車で高知市内に移動。午後から開催の高知県土地家屋調査士会(沖田春男会長)の平成22年度定時総会に出席し祝辞を述べさせていただいた。総会の一部始終についても傍聴させていただいたが、共済制度の廃止案ほか、難しい議案が上程されており、活発な質疑が展開されたが、執行部の適切な説明があり、いずれの議案も原案どおり可決承認された。事務局に長い間勤務され、高知会の生き字引でもあった事務局長の尾池律子さんがこの日限りで退職され、総会後の懇親会では沖田会長ほかのみなさんから事務局長としての貢献に対する感謝のスピーチが相次いだ。

東京で開催された日調連の役員会を終えて急ぎよ駆けつけていただいた高知県司法書士会所属の日調連・細田長司会長とも深夜まで懇談させていただいた。

31日

全調連定時総会

参議院議員選挙に出馬予定の前田武志・民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長の決起集會に制度対策本部・横山特命担当副本部長、待野・全調政連会長と一緒に出席。

午後 友好会である社団法人全国測量設計業協会連合会の定時総会後の懇親会が霞が関ビル内の会議場で開催され、招待いただき出席。

定時総会では役員改選が行われ、長年ご厚誼いただき、日調連と全測連との間で一昨年交わされた基本合意書の締結にご尽力いただいた尾野安次会長が勇退され、東京都測量設計業協会会長を兼ね、同協会副会長としてかねてから懇意にいただいている本島庸介氏が新会長に選任された。尾野・前会長に謝意と本島・新会長に祝意を表させていただいた。

退席後、都内で瀬口専務と地域主権戦略会議や各党の土地家屋調査士議員連盟等への要望書提出について打ち合わせ。

6月1日

要望書検討

瀬口専務・志野副会長ほかのみなさんと国の出先機関の原則廃止を議論している地域主権戦略会議等の検討に対する連合会としての考えや関係機関への要望を取りまとめる作業を行う。

2日

鳩山総理退陣

昨年夏の総選挙後に内閣総理大臣に就任された鳩山由紀夫氏がこの日退陣された。

横山・瀬口・待野の各氏と打ち合わせ。

3日

自由民主党法務部会長との懇談会

田野瀬総務会長訪問

午前 正副会長会議を開催し、国の出先機関の原則廃止についての検討に関する日調連の要望書案を了承。

午後 自由民主党・森雅子・法務部会長の招聘によるヒアリング会が党本部で開催され出席し意見を述べさせていただいた。連合会からは正副会長、國吉総務部長、瀬口専務、竹谷常務が同席し、国の出先機関の見直しについての検討は多面的且つ慎重に行っていただくよう要望。

その後自由民主党総務会長で同党土地家屋調査士議員連盟副会長の田野瀬良太郎氏を党本部総務会長室に訪問し、現下の課題等について意見交換と要望をさせていただいた。

夕刻から友好関係にある資格者・不動産鑑定士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士の有志で構成する資格者交流機構(会長・横須賀博前日本不動産鑑定協会会長)の勉強会に出席。法務省民事局・筒井健夫参事官による「民法(再建法)改正の動向」と題する講義を受ける。竹内東京会長(連合会副会長)ほか東京土地家屋調査士会からも多数出席いただいた。機構の顧問に就任いただいている保岡興治・前衆議院議員も出席されており、国政の動向等についても勉強させていただいた。

4日

菅内閣誕生

鳩山前総理に代わって菅直人副総理が民主党代表、内閣総理大臣に就任された。新総理は弁理士の資格者でもあり、民主党土地家屋調査士議員連盟の顧問にも就任いただいている。

7日

民主党勉強会

全公連25周年記念式典

午後から民主党の土地家屋調査士制度推進議員連盟の招聘を受け、土地家屋調査士の制度・業務環境の改善や国政要望についてのヒアリング会に各副会長、竹谷常務、待野全調連会長ほかのみなさんと出席。議員連盟の前田武志会長、平岡秀夫幹事長、小宮山泰子事務局長、室井邦彦議員ほかのみなさんに現下の課題、特に国の出先機関の見直しについての検討においては幅広の議論と、国民の権利義務に直接かかわることであり、より慎重な検討が必要であることなどを要望をさせていただいた。

夕刻から、この日開催されている全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(鈴木洋美会長)の協会創設25周年記念式典及び祝賀会に出席。祝辞を述べさせていただいた。記念式典は千葉法務

大臣ご出席のもと、厳粛且つ盛会裏に開催された。

9日

保岡興治 議連顧問主催モーニングセミナー

早稲田大学・北川正恭教授と面談

森英介前法務大臣来館

岩波全法務委員長来館

早朝から都内のホテルで保岡興治・前衆議院議員(自民党調査士議員連盟名誉顧問)が主催するモーニングセミナーが開催され、瀬口専務とともに出席。この日の講演は内閣府・地域主権戦略会議で座長を務める早稲田大学・北川正恭教授で、「時代と国が求める政治家」と題して教授ご自身が提唱者でもあるマニフェスト選挙、現下の政局、国家像と地域の役割等を熱く語られた。

講演会終了後、保岡先生にご高配をいただき、ホテル内の小会議室で一時間余、保岡先生ご陪席のもと、北川教授と松岡・瀬口の4名で国の出先機関の見直しに関する政府等の議論について意見交換の場を頂いた。登記制度に関係する者の一員である私たちにとって、とても有意義な時間を頂いた。北川教授・保岡顧問に感謝。

午後 元法務大臣で自由民主党組織運動本部・団体総局長の森英介先生が来館され、正副会長、専務理事を交えて意見交換させていただいた。

その後 全法務省労働組合から岩波薫委員長ほか幹部役員が来館され国の出先機関原則廃止の議論に対する対応等について意見交換させていただいた。

11日

室井邦彦参議院議員と面談

原民事局長訪問

午前、民主党副幹事長で同党土地家屋調査士議員連盟の室井邦彦議員を参議院議員会館に訪ね国の出先機関についての議論に対する日調連の考えの説明と、より慎重な議論をお願いしたい旨の要望をさせていただいた。

午後 法務省民事局長室に原優局長をおたずねし、6月23日開催予定の土地家屋調査士制度60

周年記念講演会においてご講演をお願いさせていただき、快諾いただいた。

会館に山梨県土地家屋調査士会甲府支部(西海幸雄支部長)のみなさんが支部行事の一環として土地家屋調査士会館にお見えになり会館内を見学された。私から一時間ほど、現下の土地家屋調査士の制度や業務を取り巻く環境等についてお話をさせていただいた。

夕刻 大阪に移動し、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会顧問の白浜一良議員が代表を務める同党大阪府本部の主催する国政報告会に出席。

14日

竹内八十二副会長ほか役員と会務打ち合わせ

15日

竹本直一議員を励ます会

自民党・土地家屋調査士制度改革推進議員連盟役員でもある竹本直一議員を囲んで同議員を励ます会が都内のホテルで開催され出席。国政報告を拝聴させていただいた。

その後連合会にて瀬口専務ほかと総会対応の打ち合わせ会を開催。

5月**18日**

第1回業務部会

<協議事項>

- 1 業務部において実施したアンケートの総括について
- 2 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
- 3 「調査・測量実施要領」の改訂について
- 4 日調連技術センター・登記基準点評価委員会合同会議について

19日

第4回正副会長会議

<協議事項>

- 1 国の出先機関改革について
- 2 土地家屋調査士制度制定60周年記念式典及び第67回定時総会のスケジュールについて

24日

登記基準点評価委員会・日調連技術センター合同会議

<協議事項>

- 1 今後のブロック協議会担当者会同に向けての資料の再確認について
- 2 登記基準点利用推進(方向性)の検討について
- 3 ネットワーク型RTK-GPS測量に係る作業規程について

25日

第3回編集会議

<協議事項>

- 1 会報掲載記事について

31日～6月1日

第1回総務部会

<協議事項>

- 1 第67回定時総会、土地家屋調査士制度制定60周年記念式典及び記念祝賀会の運営について
- 2 平成22年度総務部事業計画(案)に基づく執行計画について
- 3 平成23年版土地家屋調査士手帳の作成について
- 4 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項について

6月**8～9日**

第1回筆界特定制度対応PT会議

<協議事項>

- 1 平成22年度の筆界特定制度対応PTにおける取組みについて
- 2 筆界特定事例研究資料(CD集)を用いた研修会の開催計画について

10～11日

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 広報に関する事項について
- 2 会報の編集及び発行に関する事項について

平成23年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

1. 出願要領

出願資格(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2011(平成23)年3月卒業(修了)見込の者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2011(平成23)年3月修了見込みの者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 学校教育法施行規則第150条により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2011(平成23)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

◎出願条件

- (ア) 本学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し合格後の入学を確約できる者
(イ) 日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を希望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

○本入学試験制度は後継者育成が趣旨ですが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。

○出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意下されば結構です。

◎試験科目：面接のみ ※面接、提出書類等の評価、審査結果を総合的に判定し、合否を決定します。

◎願書受付期間等

A日程

- (1) 願書受付期間…2010年10月12日(火)～10月26日(火)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
- (2) 試験日…2010年11月3日(水・祝日) (3) 合格発表日…2010年11月9日(火)

B日程

- (1) 願書受付期間…2011年1月31日(月)～2月8日(火)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
- (2) 試験日…2011年2月20日(日) (3) 合格発表日…2011年2月24日(木)

※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せ下さい!

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

明海大学不動産学部が保護者の方向けに、進学セミナーを開催いたします。ぜひご参加ください。

2. 明海大学不動産学部 保護者のための進学セミナー

◎日時：2010年8月21日(土) 15:30～18:30

◎場所：明海大学浦安キャンパス(千葉県浦安市明海1丁目) JR京葉線「新浦安」駅下車 徒歩約10分

◎内容：講演：「不動産学部で何を学ぶのか? ビジネスで成功するために」：林亜夫(不動産学部長)
パネルディスカッション：「不動産学を学ぶ意味」在校生、卒業生、教員など
不動産学部の教育プログラム、不動産学部教員との意見交換会

◎対象：高校生の保護者。高校生の同伴はご自由です。

◎参加費：無料

◎予約：事前予約が必要です。以下の予約・問い合わせ先にご予約ください。

予約・問い合わせ先：koho999@meikai.ac.jp (企画広報課メールアドレス)または企画広報課(Tel.047-355-1101)まで。「不動産学部進学セミナー参加」とし、①参加者氏名 ②参加者の身分 ③電話番号を明記の上、メールにてお申し込みください。予約締切り：8月16日(月)まで

◎当日は、オープンキャンパスを行っております。御子弟と早めに御来校いただければ、体験授業や教員による個別進路相談、学内見学、学食体験などにご参加いただけます。詳しくは、上記までお問い合わせいただくか、ホームページ<http://www.meikai.ac.jp/opencampus/urayasu/index.shtml>をご覧ください。

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2010

7/17(土)/25(日)、8/1(日)/21(土)/28(土)、9/18(土)、10/17(日) 10:30～15:00

参加をお待ちしています。

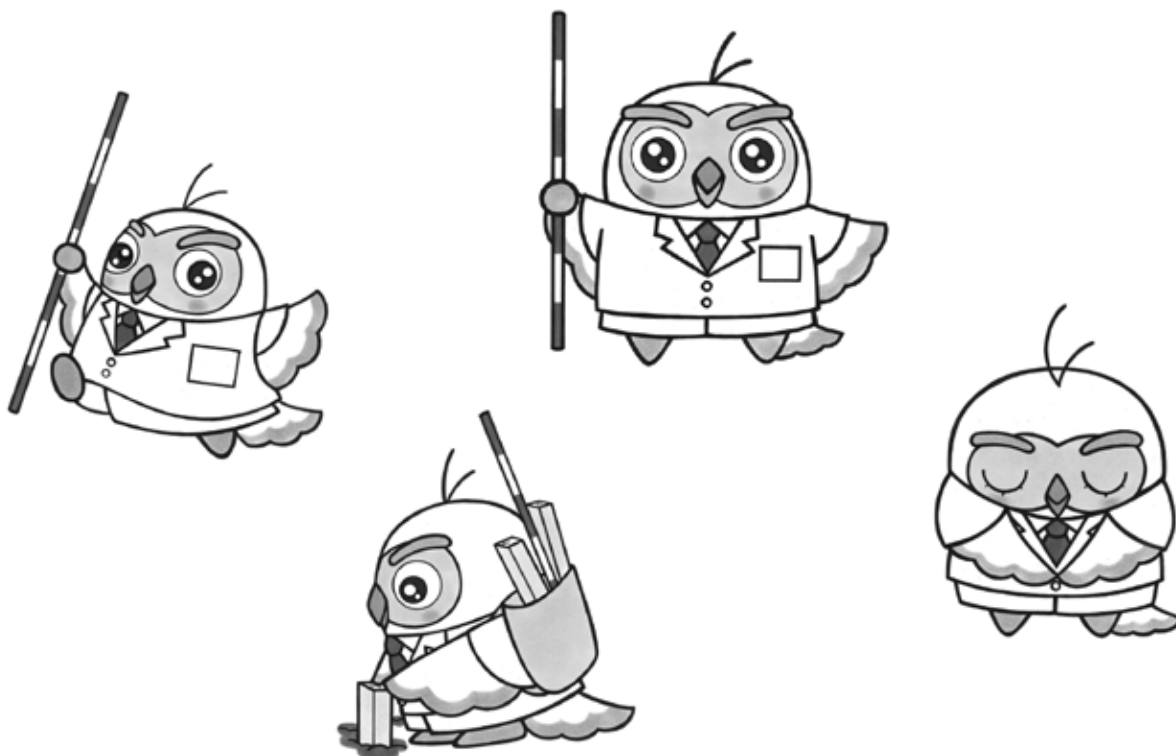
広報キャラクター「^{ちしき}地識くん」をよろしくお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会では、この度、連合会で作成するパンフレット等のキャラクターを統一し、イメージの定着を図ることを目的として、広報キャラクター「^{ちしき}地識くん」を作成しました。

「地識くん」は、連合会ホームページの「会員の広場」において公開しており、今後も数種類のパターンのイラストを作成する予定です。

同キャラクターは、各土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会員においてご利用いただくことができますが、その際には下記の点に留意してください。

- 1 手書きのイラストをスキャナーで読み取った画像データです。
- 2 『広報キャラクター「^{ちしき}地識くん』』の表記をお願いします。
- 3 イラストの加工については、ポールの消去は可能ですが、それ以外の加工をすることはできません。



<キャラクターの由来>

ヘーゲルの『法哲学』に「ミネルヴァのフクロウは、黄昏れと共に飛びたつ」という一節がある。人々が活動した後の夕方に飛び立つフクロウは、「知」が集まる象徴であり、新しい時代、新しい知恵の使いであるとしてされている。

この激動の時代において、土地家屋調査士は安心して安全な社会の実現に向けて新たな役割を担う専門資格者としてなり得るよう、フクロウをモチーフとしたキャラクターとしました。

また、土地家屋調査士は、土地を識る人「^{ちしき}地識人」としてPRしてきたことから、「^{ちしき}地識くん」と命名しました。

速報

日本土地家屋調査士会連合会第67回定時総会及び 土地家屋調査士制度制定60周年記念式典が開催される

平成22年6月23日(水)・24日(木)の両日、東京ドームホテル(東京都文京区)において、日本土地家屋調査士会連合会第67回定時総会及び土地家屋調査士制度制定60周年記念式典を開催いたしました。

定時総会は、23日の午後1時から24日の午前11時30分までの限られた時間であったものの、全ての議案が承認され滞りなく終了しました。

23日の午後5時から、原優法務省民事局長による「表示登記の現状と土地家屋調査士への期待」と題した土地家屋調査士制度制定60周年記念講演会、翌24日の午後1時から記念式典に移り、千葉景子法

務大臣により、法務大臣表彰状授与・感謝状贈呈の式が執り行われました。午後2時から、衆議院議長 横路孝弘殿、法務大臣 千葉景子殿、法務副大臣 加藤公一殿、法務省民事局長 原優殿のご参列を賜り、衆議院議長、大臣からはお祝いの言葉をいただきました。更に内閣総理大臣 菅直人殿、参議院議長 江田五月殿からは祝辞を頂戴し、記念式典は盛大に、かつ厳粛に挙行されました。

詳細については、8月号(No.643)で報告します。また、原民事局長のご講演につきましては、9月号(No.644)でご紹介する予定です。



土地家屋調査士新人研修開催公告

平成22年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

記

開催日時	平成22年9月25日(土)正午	開始
	平成22年9月27日(月)正午	終了(予定)
開催場所	千葉県千葉市美浜区ひび野1-1 国際能力開発支援センター (財)海外職業訓練協会<OVTA:オブタ> TEL:043-276-0211	
受講対象者 申込み方法	受講対象会員へは、各調査士会より通知済です。	

香川会

『ココ石』体験学習 琴平町象郷小学校編の報告

中讃丸亀支部 長谷川忠司



『会報かがわ』第364号

2月18日の5時間目と6時間目を使い、琴平町象郷小学校6年生計36名を対象にココ石体験学習を行いました。

16日の午後、事前に参加会員が集まって、運動場にて宝探し等の鉄打ちの準備をしたのですが、当日の昼に通り雨に合い、運動場が使用できなくなってしまいました。

急遽、体育館に変更するというハプニングがありました。何とか準備が間に合いました。

5時間目には6年生の前で、測量についての講義を行いました。

土地家屋調査士の仕事の説明と、ココ石の設置意義、緯度経度、昔から現在までの測量方法をできるだけ簡単に20分ぐらいで説明しました。たぶん生徒の方は理解できたと思います。次に、塩入会員の考案による測量体験の説明を詳しく行いました。

生徒が36名なので、あらかじめ班を6班つくってもらい、6つのテーマにしたがってゲーム形式で行いました。

測量体験の内容は下記のとおり。

- 1本のロープで直角90°と60°を作る。
ロープにはあらかじめ3等分の印があります。60°は比較的簡単にできましたが、90°は今

回のゲームでは最難関の問題だったようです。

2. 間竿に見立てた赤白ポールを使って三角形の面積を求める。
3. 歩測観測 あらかじめ10mで自分の歩測を確認して、測定長(答えは6.60m)を歩測で観測します。(正解者は3名いました。)
4. 2点の基準点からの距離を記

した所に宝を埋めてあるという設定で、テープを使いその位置を見つける。(テープの使用は3回までとする。)

5. バasketボールを投げて、その距離をトータルステーションで生徒が計測する。
6. GPSで観測中の衛星の数を調べる。

以上のような、昔から現在までの測量方法をほとんど体験できる内容でした。

参加した生徒達も、真剣にゲームを楽しんでいたようで、非常に充実した測量体験ができたと思います。ココ石体験学習に協力してくださった会員の皆様、ありがとうございました。

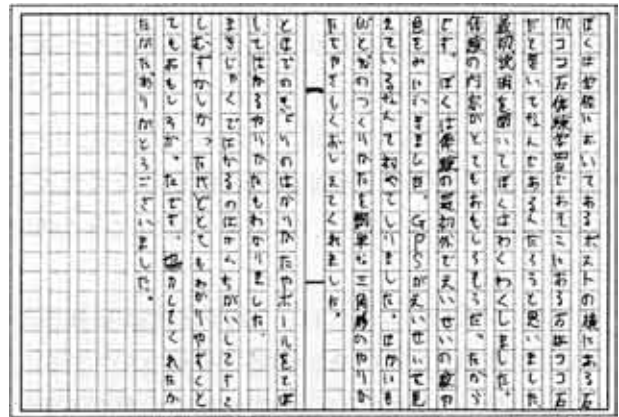
以上

6年生児童

6年生児童



6年生児童



6年生児童

東京会

「今と昔のクロスロード… 芝大門、芝浦、台場界限…♪♪」

港支部会報協力員 好村郁子



『とうきょう』第581号

同じ港区でも麻布、青山、六本木と一寸風情の違う、私の事務所の在ります芝大門、芝浦と台場界限を、ご紹介したいと思います。

今にも雨になりそうな曇り空ですけど、なんとなく今日はテレビ朝日の『ちい散歩』のように、歩きたい気分になりました。

徳川家菩提寺である増上寺の「三解脱門」前から「大門(総門)」を抜け第一京浜に出る通りの脇から、後ろを振り返ってみる景色は最高です。些細なことですが、これは私の毎日の日課です。

今日は、大門を後に一見何の変哲もない第一京浜を芝から品川方面に向かって歩いてみます。若干

相違はありますけれど、ほぼ昔の東海道。

やがて日比谷通りとの合流点、実はここに歴史が眠っています。

江戸時代、この地は薩摩松平公(島津氏)の中(蔵)屋敷でした(上屋敷は先程の芝大門、下屋敷は高輪の島津山)。国許から船で運んだ米を荷揚げ集積した蔵屋敷(当時はここまで、海だったそうです)、現在は三菱自動車の本社ビルが在ります。江戸末期、幕府の陸軍総裁である勝海舟がこの中屋敷に西郷隆盛を訪ね最終交渉を行った場所であり、それが江戸城無血開城に結びつける会談となったのは有名な話です。

島津家といえは、幕末に於ける薩摩の動向を見る上で欠くことのできない人物、島津久光公を思い出します。…日本で最初に『ルイ・ヴィトン』を愛用したのは久光公だそうです。

あのモノグラムの柄は、島津家の家紋をイメージして作成されたと聞いたことがあります。(ナンデ?と云う回答は、機会がありましたらまた今度)ご存知かと思



ますが、島津家の家紋は丸に十字です…

田町駅を左手にやり過ごし、さらに品川方面に足をのぼし、札の辻の交差点を越えるとなぜこんなところに???と、大きな石垣が歩道を遮り大きく歩道を迂回させている箇所があります。(車移動ですと、注意していないと気付きません)

これが高輪の大木戸跡です。江戸の南の入口として、道幅約10メートルの旧東海道の両側に石垣を築き、夜は柵を閉めて通行止とし、治安の維持と交通規制の機能をもっていました。

江戸府内はここまで。大木戸を過ぎたら京都三条大橋までの、東海道五十三次の始まりです。

当時はこの大木戸から品川宿にいたる海岸の景色は絶景で、とくに月見の名所でもあったそうです。

そして今度は日本の貿易港でもあった、芝浦あたりに足をのぼしたくなりました。

田町駅に戻り駅を背に芝浦、海岸方面へ出ると、眼前に芝浦アイランドの高層マンション群が迫ってきます。江戸時代から現代へタイムスリップしたような感覚を覚える瞬間です。この高層マンション下の運河にある、芝浦～お台場



を結ぶ『シティークルーザー』(定期水上バス)の係留所に到着しました。日中は約一時間おきに運行しています。待合ブリッジ脇に備え付けの parasol 付テーブルの椅子に腰掛け出航時間を待つひととき、天気の良い日なら持参のワインとワイングラス、ひと欠けのチーズとお気に入りの本があれば、半日は、リーズナブル(無料)に過せます(残念ながら今日は持参していません!!)自然に目で追う、行き交う犬と散歩する人々…なんとも絵になる場所です。

突然、船のエンジン音が高鳴り、定刻どおり、いよいよ20分の航海に出航!!

運河の水門から抜けること5分、船は芝浦運河を後ろにレインボーブリッジ直下をくぐり、スピードを増して突き進む、なんとも現代的な水上バスです。芝浦を振り返ると、ゆりかもめのらせん状のレールの中にすっぽりと浮かぶビル群!私の好きな光景、自分の世界に入り浸る瞬間です。片道運賃500円でのミニ航海、コストパフォーマンスに満足。

そうこうしているうちに船はお台場に着きました。この日は生憎の雨模様。温かいコーヒーで身を包む、雨の日も悪くはないです。

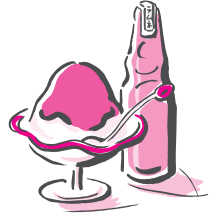
ひと息つくこと数十分、帰りの旅はゆりかもめで♪

ゆりかもめに揺られて十数分、新橋を經由して私は再度浜松町に戻りました。北口改札を降り貿易センタービルを左手に増上寺方面

に歩きます。振り返って眺めた景色を今度は前から観て楽しむ。…私の日課です。

増上寺の大門(総門)とその後ろに品良く存在するオレンジ色の塔、東京タワーです。そして何よりも大切なものがそれらを引き立てるビル群。歴史的空間と現代的空間の混在しあう港区芝大門界限…不思議な街です。

そして、この場所で仕事をさせて貰っている事に感謝しています。



泛景 水上陽三

泛景の要の影ろふ五月富士
菖蒲湯や浮き癖つきし一病後
腰高の田植機に追ひ越されけり
桑の実やみな喬木となりける
はるかなる螢火となる飛行灯

雑詠 水上陽三選

愛知 清水正明

定杭の残る堤や合歡の花
道化師の主役脇役合歡の花
鞍馬には靈気あるなり木下闇
はんざきの岩に潜りて岩となり
シテよりも影の怖さや薪能

岐阜 堀越貞有

道に迷ひなんじゃもんじゃの花に会ふ
信濃路は泰治の世界杏満つ
信長像弓射る先に権若葉
菖蒲湯や兄弟喧嘩蒸し返し
夏兆す牛のよだれの風に揺れ

茨城 島田操

捨てられし段段畑花卯木
佳きことの続きし五月果てにけり
検診も野良着のままや麦の秋
かすかなる滝音山の道しるべ
研修会終わりにて一人青田道

東京 黒沢利久

葉ざくらや風の生まれるひとところ
梅雨に入る沖繩の海はるか
少しずつ雲の広がり五月空
青空の六月一日はじまりぬ
日盛りや小学校の大時計

埼玉 井上晃一

メーデーの流れ見てをり二階より
田植機を銜へ煙草で操りぬ
田植機や圃場にありて主待つ
しらしらと山の一樹の藤の花
浅蜷乗せ浜より家族戻りけり

今月の作品から

清水正明

定杭の残る堤や合歡の花

定杭とは、輪中堤の高さを取り決めた杭で、輪中どうしの水害の際の争い争いが無いようにした基準標ということである。現存するものは一か所だけだそうだが、今は水害もなくなり長良川河口堰を眺めながら、合歡の花が何事もないように咲いているのである。定杭という歴史的遺物の固有名詞を取り入れた作品として目に止まった。

堀越貞有

道に迷ひなんじゃもんじゃの花に会ふ

なんじゃもんじゃは別名ひとつばたとも言う。道に迷ったがために普段あまり見

たことのない花に会った驚きを素直に詠んだだけであるが、かつて石田波郷の言った「打座即刻」の詩となった。

島田操

捨てられし段段畑花卯木

最近、棄てられた田畑をあちこちに見掛けるようになった。まして段段畑となれば、おそらく収穫は上がらず破棄した心情もわかるような気がする。取合せの卯木は、地方では田畑の境木として植えられていたもので、田畑とは極めて意味深い取合せである。こうして互いに見捨てられたもの同士慰め合っているようでもある。

黒沢利久

葉ざくらや風の生まれるひとところ

花が散って、葉の出始めたころの桜。やや艶のある葉が美しい。よく観察していると一枝だけ風に揺れる現象を見掛ける。そのことを見逃さず句にしたもので、観察の賜物と言える。

井上晃一

田植機を銜へ煙草で操りぬ

私の脳裏にある原風景からすれば、極めて不謹慎と言いたい景色ではある。しかし、足を汚さず草履履きで田植機にまたがり田植えのできるご時世である。一番小さい二条植えの田植機はそうはいかないが、四条植えさらに大きな田植機は操縦者はこのように銜え煙草も可能なのである。

■ 全公連第25回定時総会、

■ 全公連設立及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会制度25周年記念式典並びに祝賀会開催

平成22年6月7日(月)に全公連第25回定時総会、全公連設立及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会制度25周年記念式典並びに祝賀会が、東京都千代田区飯田橋のホテルメトロポリタンエドモント「悠久」において開催された。

式典と祝賀会に先立ち第25回定時総会が午後1時より開催され、執行部提案の全ての議案が原案通り可決承認された。

総会に引き続き法務大臣千葉景子様、法務省民事局長原優様、同局民事第二課長小野瀬厚様、国土交通省土地・水資源局長原田保夫様、同局国土調査課長石川佳市様をはじめ多くの来賓をお迎えし、記念式典が挙行された。

鈴木会長の式辞に続き、平成21年度の不動産登記法第14条第1項地図作成作業を受託処理した全国の31協会に対し千葉景子法務大臣より感謝状が贈呈され、法務大臣の面前に全国31協会の理事長が整列し、受賞者を代表して函館公共嘱託登記土地

家屋調査士協会理事長坂本修康様に、千葉景子法務大臣より感謝状が手交された。

引き続き千葉景子法務大臣・松岡直武日調連会長からお祝辞を頂戴した。また、全公連顧問議員・民主政調会長玄葉光一郎衆議院議員からのお祝いのメッセージが披露された。

次に、25周年記念事業として企画したランドマーク的な官公署所有の建物表題登記を行い、地図と建物情報により作成される建物所在図の電磁的記録を推進することを目的として実施した官公署名義の建物表題登記事業の中間報告を柳平副会長から報告し、式典を終了した。

式典に引き続き開催された祝賀会には、千葉景子法務大臣、中村哲治法務大臣政務官や民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長で全公連顧問でもある前田武志参議院議員をはじめ、多数の全公連顧問議員や関係諸団体の皆様がお祝いに駆けつけてくださり、盛会裡に祝賀会を閉じることができた。



■ 全公連研修会の開催

定時総会の翌日である平成22年6月8日(火)に、ホテルメトロポリタンエドモント「悠久」において、全公連研修会が開催された。

研修会は、倉富副会長による地図問題対策室の報告にはじまり、メインとなる研修内容として、国土交通省土地・水資源局国土調査課から安藤暁史課長補佐をお迎えし、第6次国土調査事業十箇年計画の概要をご講演いただいた。



■ 今後の会議予定

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 6月18日 | 千葉景子総決起大会集会 |
| 6月21日 | 第27回塩崎恭久と語る会 in 東京 |
| 6月21～22日 | 第5回正副会長会議 |
| 6月23～24日 | 日調連60周年記念祝賀会及び記念式典 |
| 6月25日 | 中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会(愛知) |
| 7月9日 | 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会第24回定時総会 |
| 7月9日 | 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会(札幌) |
| 7月12日 | 全法務省労働組合との打合せ |
| 7月12～13日 | 第6回正副会長会議 |
| 10月21～23日 | 第1回地図作成総括責任者養成講座B講座(愛媛) |

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年 5月 6日付
東京 7607 土田 貴匡 東京 7608 田中 尋崇
東京 7609 永井 孝明 東京 7610 入江 健司
神奈川 2872 高野 智之 埼玉 2464 畠山 洋一
埼玉 2465 吉富 正秀 栃木 890 粕谷 武夫
大阪 3097 笹本 恵 滋賀 414 山元 克之
愛知 2737 玉山 智浩 札幌 1149 本間 彰雄
徳島 484 出葉 稔

平成22年 5月10日付
東京 7611 高橋 雅樹 神奈川 2873 米谷 邦彦
静岡 1699 平野 高光 滋賀 415 大林與喜彦
愛知 2738 稲垣 憲明 富山 490 本部 角人
広島 1816 福吉美穂代 岡山 1343 川崎 資文
岡山 1344 山崎 尚紀 福島 1451 安藤 宏幸
徳島 485 林 賢作

平成22年 5月20日付
東京 7612 久野 一繁 東京 7613 北原 紀男
東京 7614 清水 伸作 東京 7615 畔上 孝夫
神奈川 2874 菅野 貴史 埼玉 2467 引地 高光
埼玉 2468 和田 正 千葉 2070 及川 宏次
栃木 891 本橋 一郎 京都 821 村橋 和世
奈良 410 西本 佳史 岐阜 1220 高橋 祐史
青森 749 江戸 光輝

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年 3月 2日付 茨城 1114 小口 平七
平成22年 3月23日付 愛知 2225 松川 茂夫
平成22年 3月29日付 埼玉 756 森田 久稔
平成22年 4月10日付 千葉 1470 杉山 富也
平成22年 4月11日付 神奈川 412 飯嶋 義道
平成22年 4月12日付 東京 6003 加藤 徳男
平成22年 4月23日付
新潟 793 高橋 秀雄 香川 252 谷口 英夫

平成22年 5月 6日付
東京 1209 上野 義人 千葉 1523 内藤 香苗
茨城 624 田中 敏男 山梨 323 戸田 健二
新潟 673 竹内 勉 奈良 251 今橋 達夫
奈良 292 野村 正 三重 272 川村 幸男
宮崎 215 宮崎 成雄

平成22年 5月10日付
東京 5497 西垣 勉 千葉 1966 鹿島 洋一
茨城 482 石川 實 大阪 2414 坂本 順和

平成22年5月20日付
茨城 950 草場 幸雄 静岡 952 兼子 進
兵庫 1357 清水 護 愛知 2664 野口 博章
岐阜 821 大内 賢一 広島 1370 末岡 徹照
長崎 607 山本 雅和 熊本 1031 田邊 勲男
鹿児島 904 村山 俊之 鹿児島 994 柿元 明人
福島 1190 久保木正大 香川 601 武田 功
愛媛 580 木村 正典

① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第245号

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成22年5月27日

法務大臣 千葉 景子

名称	主たる事務所
佐賀県土地家屋調査士会	佐賀市城内二丁目十一番十一号

編集後記

鰻(はも)

魚へんに豊と書いて「鰻」(はも)と読みます。

鰻や穴子に似ていますが、精悍な面構えで鋭い歯を持つ獐猛かつ強靱な魚です。

私たちは、漁師さん、魚屋さん、板前さんではありませんので鰻に噛まれることはありませんが、万が一、鰻に噛まれた場合の対処の仕方としては、慌てて「引っ張ったり」、「振り回したり」せず、近くにいる人に鰻の口をこじあけてもらうのが一番だそうです。(周りに人がいない場合は諦めて…。)

慌てて引き剥がそうとすると、鋭い歯が食い込み悲惨な状態になるそうです。

一般的に鰻は、「梅雨の水を飲んで美味しくなる」と言われ、初夏の訪れと切っても切り離せない魚です。京都の祇園祭り、大阪の天神祭りの時期では、季節

を感じさせる特別な魚として重宝されています。ただ、歯が鋭く、硬い小骨が非常に多いため、そのままでは煮ても焼いても食べることができません。それ故に、鰻を美味しく食べるために「骨切り」という料理技術が発達しました。(小骨を切る音がショリ・ショリと涼しげな音がする調理方法です。)

代表的な食べ方としては、骨切りの後、湯引きして梅肉のたたきでいただく「鰻おとし」が有名です。(個人的には、骨切りした鰻を軽くバーナーであぶり、ポン酢でいただく方が好きです。)

蒸し暑い夜には、一寸仕事の手を休めて、先人たちの創意工夫に敬意を払い、鰻を肴にリフレッシュなどいかがでしょうか。

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。



ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。



トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

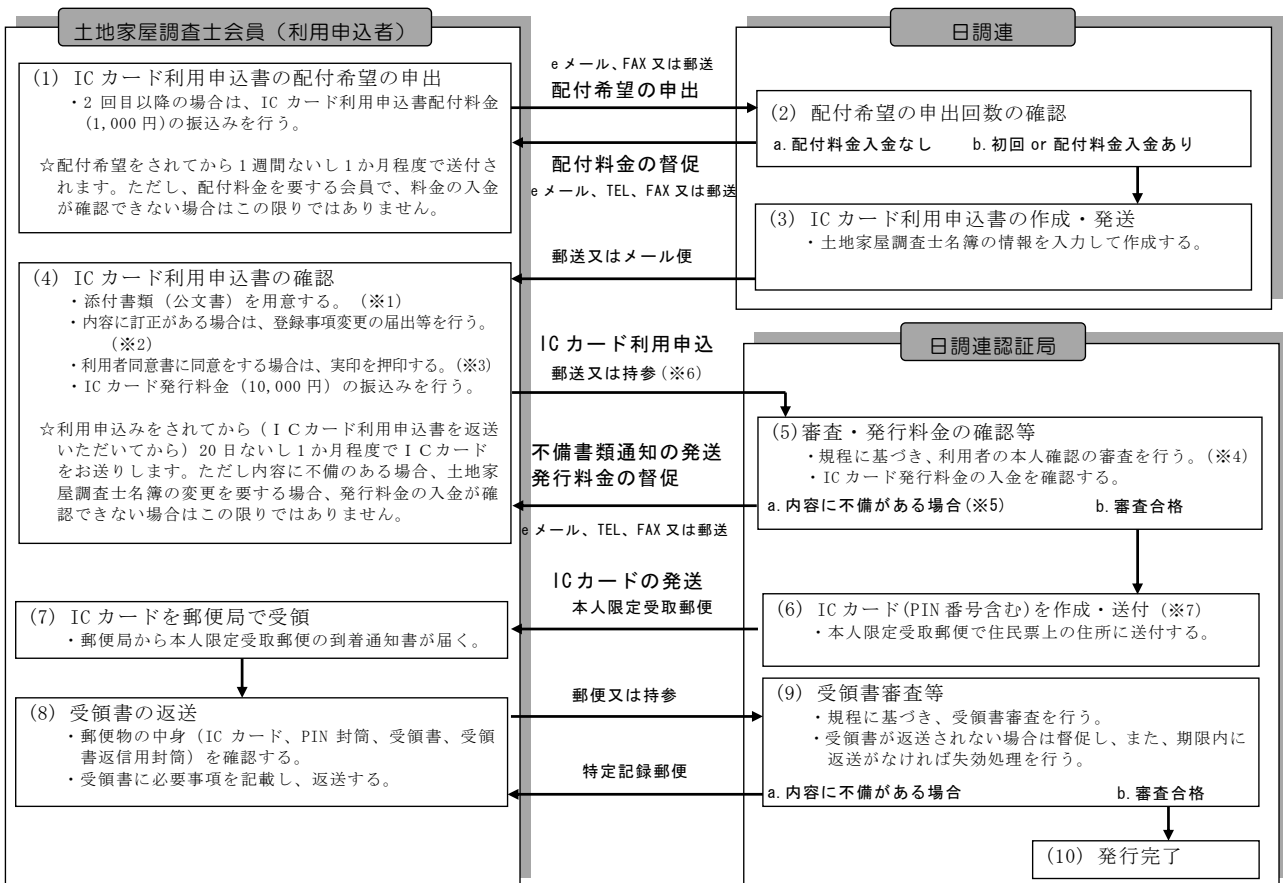
- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角)

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

- 初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償
2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

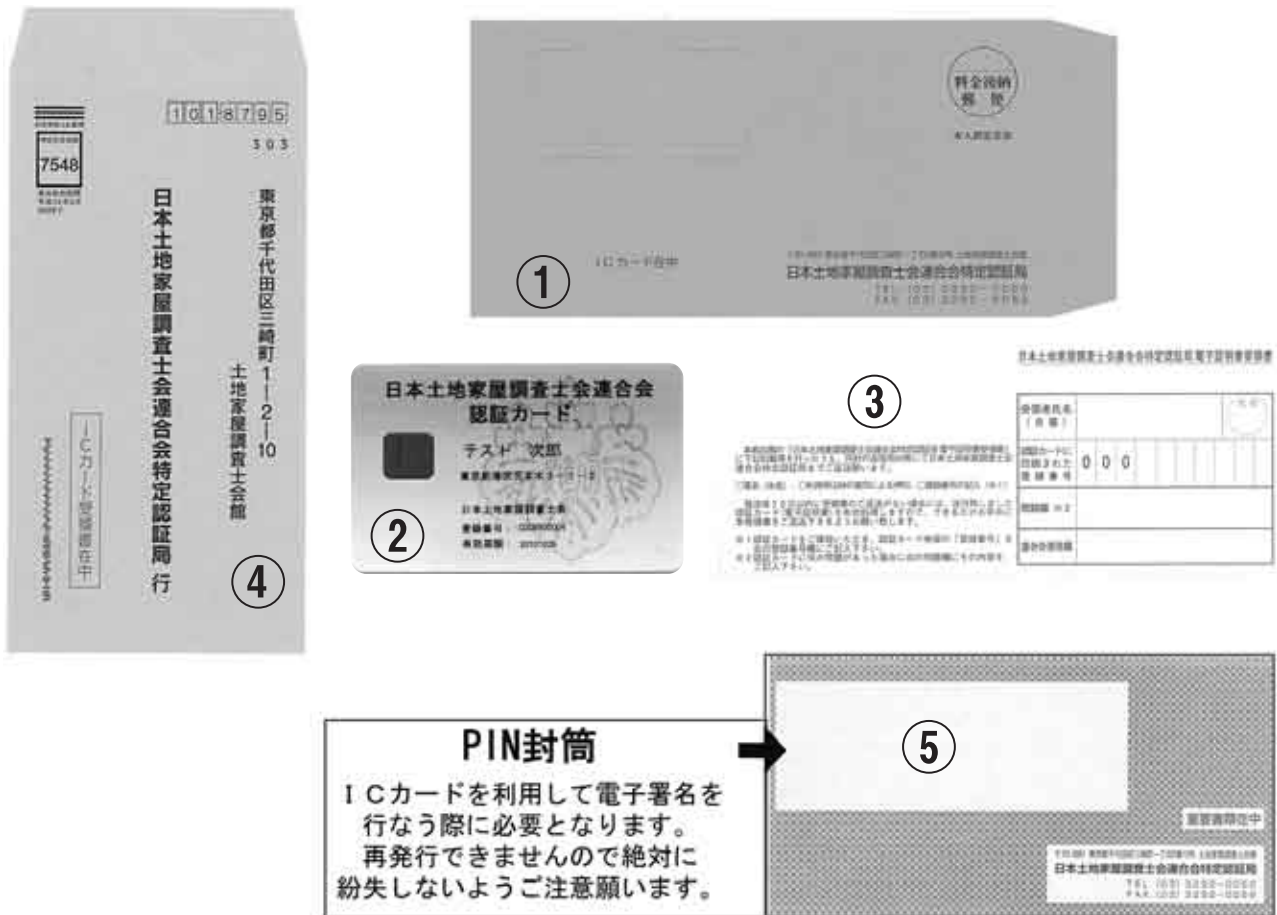
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返送用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成22年5月末日現在で15,801枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくをお願いします。(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担でお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

・金融機関名 : みずほ銀行
・支店名 : 九段支店
・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡直武

・口座 : 普通

・口座番号 : 1349384

・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁

(例: 東京会の1番の場合、0100001)

なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		